

令和6年度(2024)

履 修 の 手 引

奈良学園大学

NARAGAKUEN UNIVERSITY

保健医療学部

2024年度 授業スケジュール

【前期】授業スケジュール

情報更新日 2023/12/25

4月	日	月	火	水	木	金	土	備考
		4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	
				入学式				
	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	
		①	①	①	①	①		
	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	
		②	②	②	②	②		
	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	
		③	③	③	③	③		
	4/28	4/29	4/30					4/29:授業実施日
	④	④						

5月	日	月	火	水	木	金	土	備考
				5/1	5/2	5/3	5/4	
				④	④	-	-	
	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	
		-	⑤	⑤	⑤	④		
	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	
		⑤	⑥	⑥	⑥	⑤		
	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	
		⑥	⑦	⑦	⑦	⑥		
	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31		
	⑦	⑧	⑧	⑧	⑦			

6月	日	月	火	水	木	金	土	備考
							6/1	
	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	
		⑧	⑨	⑨	⑨	⑧		
	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	
		⑨	⑩	⑩	⑩	⑨		
	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	
		⑩	⑪	⑪	⑪	⑩		
	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	
		⑪	⑫	⑫	⑫	⑪		
6/30								

前期

	日	月	火	水	木	金	土	行事日	保健医療学部	看護学科	リハビリ学科
4月	24	25	26	27	28	29	30	3月25日～	在学生 履修登録 7日(日)まで	(ガイダンス) 25日(月) 午後 新2年次生 26日(火) 午前 新3年次生 午後 新4年次生	25日(月)～ 新2～4年次(履修登録)
	31	1	2	3	4	5	6	【1年次生】			
	7	8	9	10	11	12	13	3日(水)	入学式		
	14	15	16	17	18	19	20	4日(木)	履修登録 新入生学内研修		
	21 oc	22	23	24	25	26	27	5日(金)	履修登録 新入生学内研修		
	28	29	30					【全年次生】			
								6日(土)	不開講/抽選決定→不開講科目登録学生と抽選に漏れた学生の履修登録変更		
							6日(土)	健康診断 1・4年次生			
							8日(月)	前期授業開始			
							12日(金)	まで選択科目履修変更期間			
							15日(月)	まで教科書販売(仮)			
							20日(土)	健康診断 2・3年次生			
							29日(月)	授業実施日			
5月				1	2	3	4				
	5	6	7	8	9	10	11				
	12	13	14	15	16	17	18	17日(金)	まで履修取消期間		
	19	20	21	22	23	24	25				
	26	27	28	29	30	31					
6月							1				1日(土) 保証人個別懇談会
	2 oc	3	4	5	6	7	8			8日(土) 保証人個別懇談会	
	9	10	11	12	13	14	15			10日(月)?～8月9日(金)? 統合看護実習(4年次生)	10日(月)～8月2日(金) 総合臨床実習II(4年次生) ※6/10事前セミナー、8/2事後セミナー
	16 oc	17	18	19	20	21	22				
	23	24	25	26	27	28	29				
7月		1	2	3	4	5	6			統合看護実習(4年次生)	
	7 oc	8	9	10	11	12	13				
	14	15	16	17	18	19	20	15日(月)	授業実施日		
	21 oc	22	23	24	25	26	27	27日(土)	前期授業終了		
	28	29	30	31				23日(火)～25日(木)	補講期間		
							29日(月)～8月2日(金)	前期定期試験			

	日	月	火	水	木	金	土	行事日	保健医療学部	看護学科	リハビリ学科
8月					1	2	3	5日(月)～9月15日(日)	夏期休業	～8月9日 統合看護実習(4年次生)	
	4 oc	5	6	7	8	9	10	5日(月)6日(火)	前期追試験手続き <small>(集中講義)8月上旬3日間、キャリアディベロップメントⅠ、8月6日(火)～8日(木)異文化コミュニケーション</small>	8月5日(月)～9日(祝・金) 基礎看護学実習Ⅰ(1年次生)※9日学内実習	
	11	12	13	14	15	16	17 oc	8日(木)	前期再試験対象者発表	8月13日(火)～19日(月) 基礎看護学実習Ⅰ(1年次生)※19日学内実習	
	18 oc	19	20	21	22	23	24	8日(木)9日(金)16日(金)	前期再試験手続き		
	25	26	27	28	29	30	31	19日(月)～23日(金)	前期追・再試験		8月26日(月)～8月30日(金) 検査・測定実習(作業療法専攻3年次生)
								29日(木)	成績発表		
9月	1	2	3	4	5	6	7	2日(月)～10日(火)	履修登録		9月2日(月)～6日(金) 理学療法見学実習Ⅰ(1年次生)
	8 oc	9	10	11	12	13	14	9日(月)～15日(日)	履修登録確認期間 ※11日 不開講/抽選決定→不開講科目登録学生と抽選に漏れた学生の履修登録変更	9月2日(月)～ 領域実習(～3月7日)(3年次生)	9月2日(月)～6日(金) 地域作業療法実習(2年次生) 9月9日(月)～13日(金) 理学療法見学実習Ⅱ(1年次生)
	15							13日(金)	(前期卒業式)		9月2日(月)～6日(金)もしくは9月9日(月)～13日(金)うち1週間 理学療法見学実習Ⅲ(2年次生)

後 期

	日	月	火	水	木	金	土	行事日	行事内容	看護学科	リハビリ学科
9月	15	16	17	18	19	20	21 入試	16日(月)	後期授業開始(授業日)		
	22	23	24	25	26	27	28	16日(月)～20日(金)	選択科目履修登録変更期間		
	29	30						23日(月)	授業実施日、教科書販売最終日(仮)		
10月			1	2	3	4	5				
	6	7	8	9	10	11	12				
	13	14	15	16	17	18	19	14日(月)	授業実施日		
	20	21	22	23	24	25	26 入試	18日(金)	まで履修取消期間		
	27	28	29	30	31			20日(日)	大学祭		
11月						1	2	1日(金)	創立記念日 授業実施日		
	3	4	5	6	7	8	9	4日(月)	授業実施日		
	10	11	12	13	14	15	16				
	17 入試	18	19	20	21	22	23				
	24 入試	25	26	27	28	29	30 入試				

	日	月	火	水	木	金	土	行事日	保健医療学部	看護学科	リハビリ学科
12月	1	2	3	4	5	6	7	23日(月) 年内授業最終日 24日(金)～1月6日(月) 冬期休業 (集中講義) 12月下旬3日間 キャリアデザインII		7日(土) 4年次生最終授業日	
	8	9	10	11	12	13	14 入試			9日(月)～12日(木) 試験期間(4年次生)	
	15	16	17	18	19	20	21			16日(月) 再試験対象者発表(4年次生) 17日(火) 18日(水) 追再手続き(4年次生) 19日(木) 追再試験(4年次生)	
	22	23	24	25	26	27	28			17日(火)～28日(土) 基礎看護学実習II(2年次生) ※17日、27日、28日学内実習 (集中講義) 生化学24日、25日(1年次生)	
	29	30	31								
1月				1	2	3	4	7日(火) 年明け授業開始 11日(土) 後期授業終了			
	5	6	7	8	9	10	11	14日(火)～16日(木) 補講期間 17日(金) 大学入学共通テスト準備(入構禁止)			
	12	13	14	15	16	17	18	18日(土)～19日(日) 大学入学共通テスト(全日休講・入構禁止)			
	19	20	21	22	23	24	25 入試	20日(月)～24日(金) 後期定期試験			
	26 入試	27	28	29	30	31		27日(月)～3月31日(土) 春期休業(集中講義) 1月27日～29日行動の科学、1月下旬3日間 キャリアディベ ロップメントII 27日(月) 28日(火) 後期追試験手続き			
2月							1	3日(月) 後期再試験対象者発表			
	2	3	4	5	6	7	8	4日(火)～6日(木) 後期再試験手続き			
	9	10	11	12	13	14	15 入試	10日(月)～14日(金) 後期追試験・再試験			
	16	17	18	19	20	21	22	17日(月)～3月1日(土) 基礎看護学実習II(2年次生) ※2月17日、2月28日、3月1日学内実習			
	23	24	25	26	27	28		25日(火) 成績発表			
3月							1	15日(土) 卒業証書・学位記授与式 27日(木) 以降 在学生 履修登録		～3月7日(金) 領域実習(3年次生)	
	2	3	4	5	6	7	8 入試				
	9	10	11	12	13	14	15				
	16	17	18	19	20	21	22			(ガイダンス) 27日(木) 午後 新2年次生 28日(金) 午前 新3年次生 午後 新4年次生	
	23	24	25	26	27	28	29			27日(木) 新2～4年次(各自履修登録)	
30	31										

目 次

建学の精神	1
教育理念	1
保健医療学部の教育目的	1

奈良学園大学 教育のポリシー

1. アドミッション・ポリシー	2
2. ディプロマ・ポリシー	2

I 履修要項(2学科共通)

1. 大学の授業

(1) 教育課程(カリキュラム)	3
(2) 単位制	3
(3) 単位数と学修時間	3

2. 履修登録

(1) 履修登録	4
(2) 履修制限	5
(3) 履修登録制限	5
(4) 不開講科目	5
(5) 履修登録の変更・取消	5

3. 授 業

(1) 開講期間	6
(2) 授業時間	6
(3) 休講・補講	6
(4) 臨時休講、緊急時対応	7
(5) 出席・欠席について	7
(6) 公欠について	8
(7) 感染症にかかった場合の取り扱い	10

4. 成績評価	
(1) 定期試験	11
●定期試験の流れ	
<1>試験日程・教室発表	11
<2>試験当日	11
(2) 論文(レポート)試験	12
(3) 不正行為(カンニング)	12
(4) 追・再試験について	13
(5) 成績評価、単位認定	15
5. 他大学等で修得した単位の認定について…	16
6. 卒業の要件	16
7. GPA制度	17
資料【公欠に関する申し合わせ】	19
資料【定期試験時の不正行為に関する申し合わせ】	22
資料【入学前既修得単位認定細則】	24
資料【GPA制度に関する規程】	25
資料【学生履修登録マニュアル】※Active Academyでの登録	27

建学の精神

高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する。

教育理念

現実に立脚した学術の研究と教育を通じて、明日の社会を開く学識と実務能力を兼ね備えた指導的人材の育成を目指し、時代の進展に対応し得る広い視野と創造性をつちかい、誠実にして協調性のある心身ともに豊かでたくましい実践力を持った人材を養成する。

保健医療学部の教育目的

幅広い教養と豊かな人間性、国際性、変化に対応できる汎用的能力など確かな学士力をそなえ、「人」を中心に据えた専門的知識と高度な技術、創造力、実践力、倫理性、協調性などを身につけた質の高い保健医療職者を育成することを目的とする。

奈良学園大学 教育のポリシー

(1)学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

奈良学園大学は、高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献できる人材を育成するため、学士課程に定める所定の単位を修得し、以下のような「実践力」を身につけた学生に、学位を授与します。

1. 高度な学識と実務能力に基く実践力
2. 時代の進展に対応し得る広い視野と創造性をもつ実践力
3. 社会に貢献することのできる実践力

(2)教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

奈良学園大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる高度な知識・技能などを修得させるため、共通教育科目と各分野の専門科目を設け、これらを段階的に学べるよう科目を配します。

1. 4学年8セメスターに分け、段階的に知識・技能などを修得できるよう科目を配します。
2. 教養や社会人としての基礎的・汎用的能力を身につけ、専門学術知識に裏付けられた実践力を修得するための授業科目を体系的に編成します。
3. 高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を育むため、講義・演習・実験・実習など多様な授業形態を組み合わせた授業を行います。

(3)入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)

奈良学園大学は、高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献できる人材を育成するため、次に掲げる人を受け入れます。

1. 大学教育を受けるに相応しい基礎能力や体験を備え、本学での教育を通じて社会人としての一層の成長が期待できる人
2. 実践を重視した演習課題に、積極的にとりくむ意欲のある人
3. 地域社会との交流に関心を持ち、将来、社会全体の発達・発展に貢献する事に使命感を持つ人

各学科のポリシーについては、本学HPを参照のこと
http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html

1. 大学の授業

(1) 教育課程(カリキュラム)

大学において開設される授業科目は、学部・学科の専門に関する科目と、幅広く深い教養を培う科目に分類されます。これらの授業科目を履修区分ごと(必修科目・選択科目)に分けたり各年次に配当したり、一週間あたりの時間数を決めたりするなどして編成されたものを教育課程(カリキュラム)といいます。

① 学期

1年を2つの時期に分けています。

前期；4月1日～9月中旬

後期；9月中旬～3月31日

② 授業時間

1限目；9:00～10:30

2限目；10:40～12:10

3限目；13:00～14:30

4限目；14:40～16:10

5限目；16:20～17:50

(2) 単位制

「単位」とは、学修に要する時間を表す基準です。

本学で開講している各授業科目には、それぞれに「単位数」が定められています。

各授業科目を履修し、その成績が合格点(60点以上)であれば、設定された単位数の学修ができたことと認定され、その科目の単位を修得できたことになります。

修得した単位数の履修区分ごとの合計が卒業に必要な単位数を満たし、かつ、在学期間が4年以上となった時点で卒業することができます。

(3) 単位数と授業形態

単位数については、文部科学省の省令である大学設置基準によって、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位と定められています。ここで言う学修とは、授業時間に加えて、予習・復習及び研究等のための自学自習の時間を含みます。

以下に学修の典型的なパターンのいくつかを示します。

【1単位に必要な学修時間】

	必要な学修時間	授業時間	自学自習時間
クォーター科目	45時間	2時間×7.5回=15時間	30時間以上
半期1単位科目	45時間	2時間×15回=30時間	15時間以上
半期2単位科目	90時間 (1単位45時間×2)	2時間×15回=30時間	60時間以上
通年4単位科目	180時間 (1単位45時間×4)	2時間×30回=60時間	120時間以上

2. 履修登録

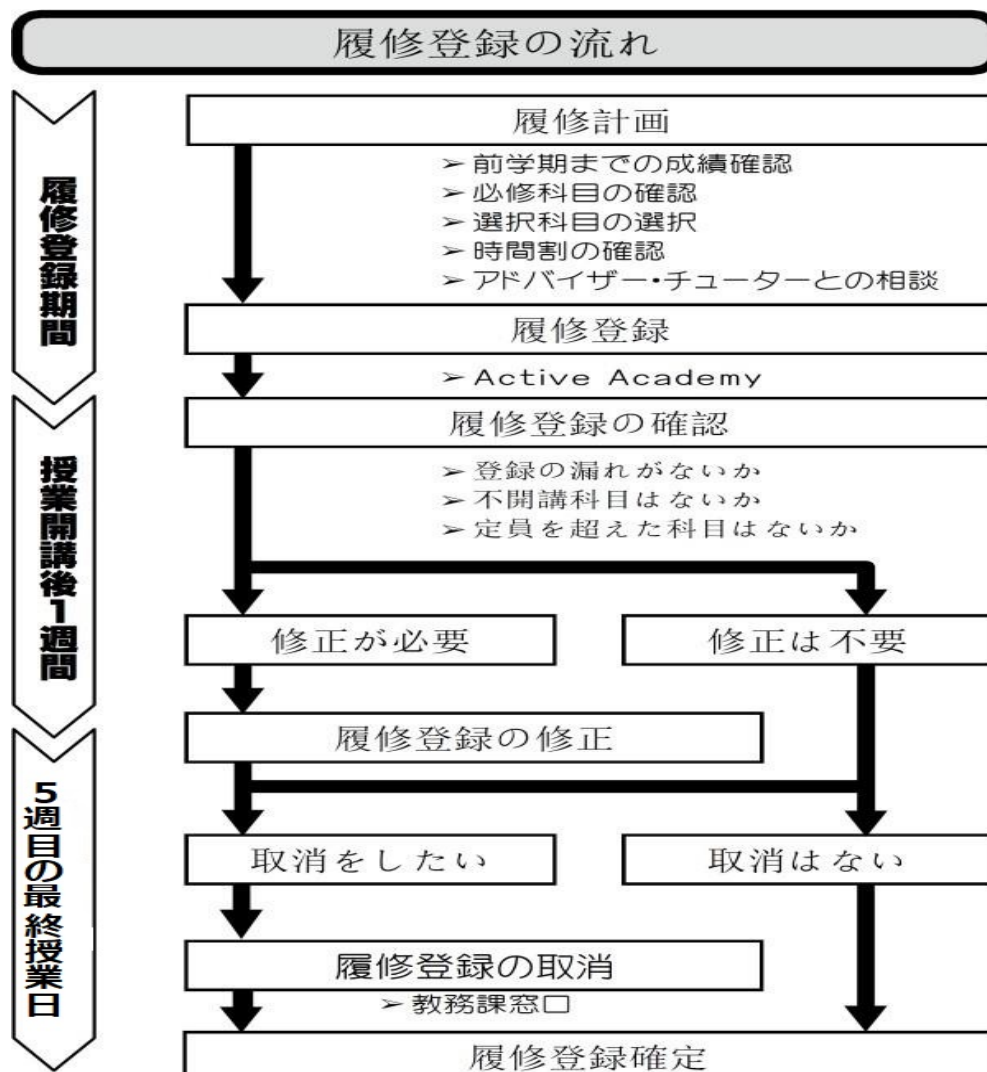
(1) 履修登録(p.27 マニュアル参照)

大学では、授業を受講するにあたって、履修登録期間内に履修登録をしなければなりません。履修登録をしていない科目を受講しても単位は修得できません。履修登録にあたっては、各自の履修計画に基づいて十分に検討してください。

【履修計画の注意点】

- ・「履修の手引」をよく読み、履修のルール(履修方法や履修規程)をよく知ること。
- ・「シラバス」をよく読み、授業の内容や概要をつかむこと。
- ・将来の目標に合わせて、必要な授業科目を選択すること。
- ・アドバイザー・チューターとの面談には必ず出席すること。
- ・成績発表後、修学ポートフォリオの「成績表」を確認し、結果をふまえて履修計画を立てること。
- ・必修科目は必ず登録すること。前年度の必修科目が修得できなかった場合は再履修すること。
- ・選択科目についてもそれぞれの履修区分や単位修得条件について注意すること。必修科目ではないからといって安易に履修放棄しないこと。
- ・卒業必要単位数ギリギリで履修するのではなく、余裕ある履修計画を行うこと。

(2) 履修の流れ



(3) 履修制限

1単位の授業科目は45時間の学習を必要とする内容をもって構成されており、授業時間に加え、自学自習の時間を含んでいることから、一定期間に受講できる授業科目の数は限られています。したがって、履修登録した科目の適切な学修時間確保のため、1年間に履修できる単位数には上限(CAP)があります。

○履修上限の緩和(2023年度入学生以降)

2年次生以上で、前年度40単位以上を修得し、前年度GPAが3.000以上の者については、各学科履修規程に定める履修制限を2単位緩和します。

1年次生で、前期20単位以上を修得し前期GPAの値が3.000以上の者については、各学科履修規程に定める履修制限を当該年度2単位緩和します。

■履修制限単位数

学科	入学年度	履修制限単位数
人間教育学科	2014～2022年度	年間45単位
看護学科	2018～2022年度	年間48単位
	2014～2017年度	年間45単位
リハビリテーション学科	2019～2022年度	年間48単位

(4) 履修登録者数制限

選択科目では履修登録者数制限(受講人数の制限)を行う場合があります。その場合は履修登録期間もしくは、履修登録確認期間に抽選となる場合があります。抽選の結果、当選した科目の取消はできません。

(5) 不開講科目

履修登録期間終了時に登録者が0名の科目は、開講されません。また、履修登録確認期間中に、その科目に変更(登録)することはできません。

(6) 履修登録の変更・取消

① 変更・取消したい場合

「履修登録確認期間」内に、各自で Active Academy にアクセスし、変更してください。

期間を過ぎての変更や取り消しはできません。また、履修登録制限科目で登録者が定員に達した科目や不開講科目への変更もできません。変更前に出席していなかった回については、欠席扱いとなります。

② 登録確定後に取消したい場合

前期・後期ともに、5週目の授業最終日(16時30分 ※土曜日は13時まで)に大学事務室(教務課)で申請してください。ただし、理由によっては認められない場合もあります。

※クォーター科目(8回で終了する科目)の場合は3回目

3. 授業

原則として、休講、補講、教室変更等の連絡はActiveAcademyで行います。必ず確認してください。

(1) 開講期間

それぞれの科目は、開講される期間で「通年科目」「半期(セメスター)科目」「クォーター科目」「集中科目」に分かれます。

科目	内容
通年科目	1年間で授業を修了する科目
半期科目	前期、または後期のいずれか半期で授業を修了する科目
クォーター科目	8回で終了する科目
集中科目	夏季・冬季休業期間中等、短期間に集中して授業を行う科目

(2) 授業時間

1回の授業時間は90分です。

通常、月曜日～金曜日は1～5時限で、土曜日は1～2時限で授業を行います。ただし、集中講義や補講などでこれ以外の時間帯にも授業を行う場合があります。Active Academy で確認してください。

【校時表】

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30

(3) 休講・補講

◆休講について

大学の事情(入学試験等)や担当教員のやむを得ない理由(病気、出張等)により、休講になることがあります。

休講通知は、原則として1週間前にActive Academyにてお知らせします。ただし、急な事情のときは、やむを得ず当日にお知らせすることもありますので、登下校時には必ずActive Academyを確認するようにしてください。

◆補講について

休講によって授業時間数が規定に満たない場合は、必ず補講を行います。補講の日時・教室は、Active Academyでお知らせします。

(4) 臨時休講、緊急時対応

下記のアおよびイの場合は、臨時休講となります。各自で情報を的確に収集し、以下の定めに従って行動してください。その際、大学への連絡は不要ですが、後日、教務課で必要な手続きをしてください。

ア.交通機関ストライキの場合

鉄道会社	対象になる路線
近鉄	全線

上記に示す交通機関がストライキを行った場合、次の時限が休講となります。

- ①午前7時の時点で実施されている場合:午前の授業(1・2時限)を休講とする。
- ②午前10時の時点で実施されている場合:午後の授業(3・4・5・6時限)を休講とする。

イ.気象警報が発表された場合

対象となる地域	対象となる気象警報の種類
奈良県北西部又は大阪府	特別警報・暴風警報(大雨洪水警報は対象外)

上記に示す警報が発令された場合、次の時限が休講となります。

- ①午前7時の時点で発表されている場合:午前の授業(1・2時限)を休講とする。
 - ②午前10時の時点で発表されている場合:午後の授業(3・4・5・6時限)を休講とする。
- ※通学途中に、通学が危険かつ困難となった場合は、各自の判断で危険等を回避し、のちに教務課に届け出てください。

(5) 出席・欠席について

◆出席について

単位を修得するためには、履修登録した科目への毎時間の出席が必要です。

授業回数の3分の2以上(保健医療学部の実習は5分の4以上)の出席がない場合は評価の対象となりません。

◆遅刻・早退について

遅刻及び早退について、原則として、20分未満の場合は3分の1回の欠席扱いとし、20分以上の場合は1回の欠席扱いとします。

◆欠席について

次の(6)(7)のような、やむを得ない理由で授業を公欠する場合は、大学事務室(教務課、学生支援センター、キャリアセンター)へ申し出て「公欠届」「公欠願及び欠席届」の手続きを行ってください。授業における出欠の取り扱いは各科目の担当教員に委ねられます。

(b) 公欠等について

下表に従って手続きをしてください。

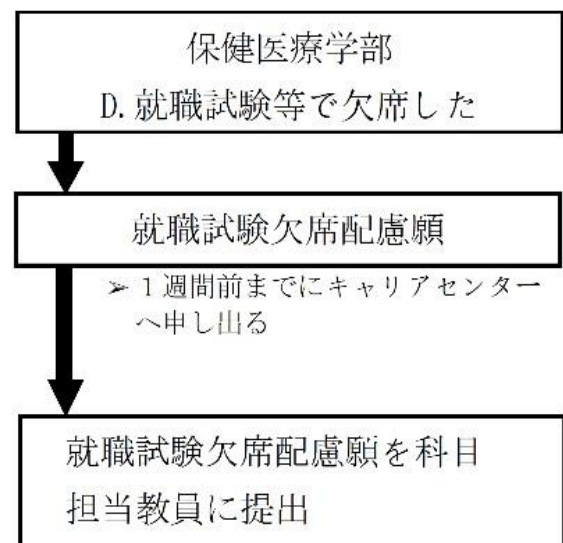
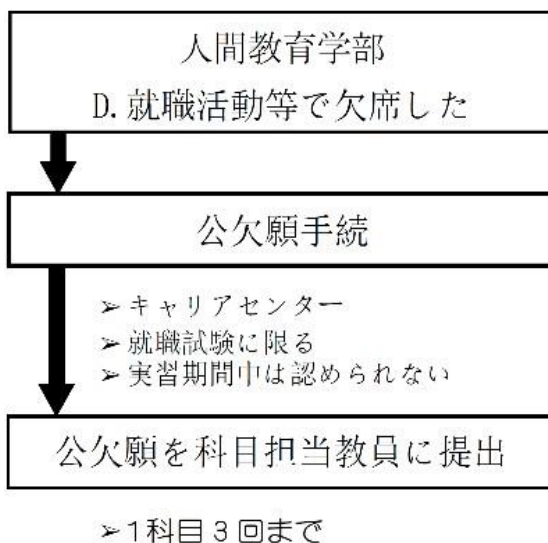
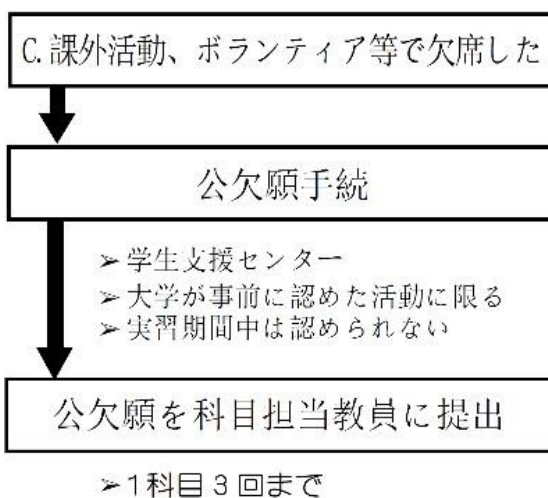
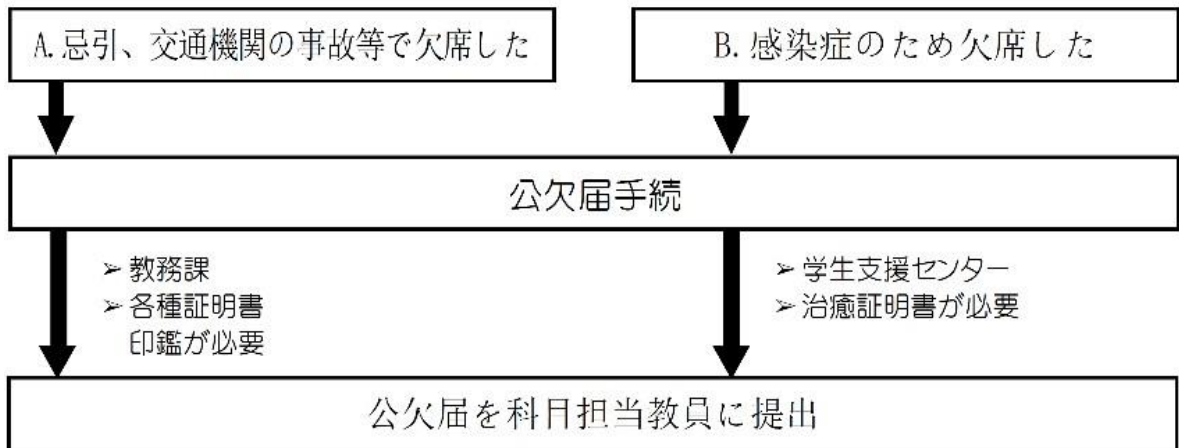
なお、公欠届または公欠願は登学次第、速やかに提出し、許可を得て、当該授業科目担当教員に提出してください。「公欠願」が認められるのは、1科目につき、原則3回までです。

欠席理由	種類	必要書類等	手続先
忌引 〔父母(養父母を含む)・祖父母・実兄弟または実姉妹〕	公欠届 (忌引)	公的証明書(写し可)と印鑑 〔父母(養父母を含む)3日以内・祖父母1日以内・実兄弟または実姉妹2日以内〕	教務課
感染症 (学校保健安全法施行規則第18条に規定)	公欠届 (感染症)	学校感染症治癒証明書 〔書式は本学ホームページからダウンロード〕	学生支援センター
交通機関の事故・ストライキ等	公欠届 (交通)	遅延証明書等と印鑑	教務課
災害等	公欠届 (災害等)	官公庁による被災証明書と印鑑	教務課
実習	公欠届 (実習関係)	印鑑	教務課
単位互換協定大学等の試験	公欠届 (単位互換)	印鑑	教務課
国または都道府県を代表して、諸行事に参加	公欠届 (特別)	印鑑	教務課
警報発表に基づく欠席	公欠届	通学証明書・遅延証明書等と印鑑	教務課
本学課外活動において学長が認めた公式試合及び行事等に参加(注1)	公欠願	事前に学生支援センターに届け出ておくこと (同好会は対象外)	学生支援センター
本学が認めるボランティア活動に参加(注1)	公欠願	印鑑	学生支援センター
就職試験等を受験	公欠願	企業が発行した就職試験を証明するもの	キャリアセンター
病気・怪我等による1週間以上の長期欠席	欠席届	医師の診断書と印鑑	教務課

(注 1)実習期間中の公欠願は認めません。

※ 保健医療学部は就職試験欠席配慮届

公欠手続きの流れ（例）



(7) 感染症にかかった場合の取り扱い

学校において予防すべき感染症(第2種)の種類と出席停止期間の基準が決まっています。(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)これらの感染症にかかった場合は、以下の手続をしてください。

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第二種	新型コロナウイルス感染症 他	発症した日を 0日として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 他	医師において感染のおそれがないと認められるまで

※出席停止の期間は、学校医、その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

- ①医療機関で感染症と診断されたときは、必ずアドバイザーと学生支援センターに連絡してください。
- ②出席停止期間は、医師の指示に従って療養し、他者との接触は避けてください。
また、医師から感染の恐れがないと診断されたら、医師に「治癒証明書」(大学ホームページ「在学生の方へ」のページにあります)を記入してもらい、学生支援センターに提出してください。

4. 成績評価

成績評価の方法として、定期試験、論文(レポート)試験、実技試験等を実施します。なお、この他に科目担当教員の判断で小テスト等の臨時試験を行う場合もあります。

詳しくはそれぞれの科目のシラバスで確認してください。

(1) 定期試験

定期試験とは期間を定めて行う試験のことであり、試験期間は原則として以下のとおりです。

- ・ 前期試験 7月末～8月初め
- ・ 後期試験 1月下旬 (※保健医療学部4年次生は12月中旬)

試験期間は毎年度、学年暦・行事予定で確認してください。

●定期試験の流れ

(1)試験日程・教室発表

試験の1週間前までに Active Academy で発表します。

※講義や演習科目は3分の2以上(保健医療学部の実習は5分の4以上)の出席がない場合は評価の対象となりません。試験を受けられない学生は科目担当教員から直接通知される場合があります。

(2)試験当日

次の場合は試験を受けることができませんので注意してください。

①履修登録をしていない授業科目。

②試験開始時刻から20分以上遅刻したとき。

※出席時間数が不足しているため規程により再履修になる場合は、定期試験を受験しても評価されません。

◆受験上の注意事項

- ・ 学生証を机の上に置いて試験を受けること。
(忘れた場合は証明書自動発行システムで仮学生証を発行してください)
※仮学生証は発行当日のみ有効、年間10枚まで発行(1枚100円)
- ・ 学生証、筆記用具、時計等の許可された物品以外は、全てかばんの中に入れる。
- ・ 許可された物以外のものが机上または机の中にある時は、不正行為とみなす場合がある。また、試験開始後の物品の貸借は認めない。
- ・ 携帯電話は必ず電源を切り、かばん等の中に入れる。
- ・ 試験開始時後20分が経過した場合は入室することができない。
また、試験開始後30分が経過するまで退室することはできない。
- ・ 質問がある時は、手を挙げて試験監督者に知らせる。
- ・ 解答用紙を試験場外に持ち出した場合は、当該試験を無効とする。

(2) 論文(レポート)試験

授業科目によっては、論文(レポート)試験や実技試験等によって成績評価を行う場合があります。提出期限や条件等は厳格に守ってください。なお、論文(レポート)試験や実技試験は、科目担当教員が

直接授業中に説明する場合と、Active Academy を通して連絡する場合があります。また、試験とは別に、レポート課題が課せられることがあります。

提出期限	指定された提出期日・時刻は厳守すること。締切後の提出は一切、受付できません。
提出先	指定された方法で提出すること。 (指定された提出先以外では受付できません)
受付時間	◎平日 8:30～16:30 ◎土曜 8:30～13:00 Active Academy等オンラインで提出の場合はこの限りではありません。 また、上記時間内でも特に科目担当教員の締切時刻がある場合は、その締切時刻以降は一切受付できません。

(3) 不正行為(カンニング)

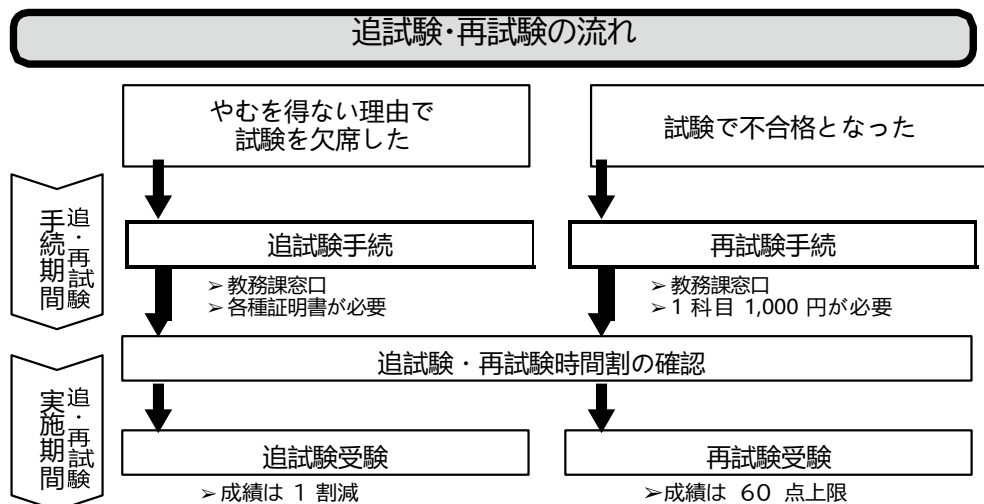
次の行為は、不正行為とみなします。

- ・ 持込みを許可されていない物品を使用したり参照したりすること。
- ・ 物品の貸借をすること。
- ・ 他人に受験させ、または他人の代わりに受験すること。
- ・ 他人の答案をのぞき見すること、または故意に見せること。
- ・ 答案用紙を交換すること。
- ・ 他の受験者と私語をすること。
- ・ 盗用、剽窃、代筆を行う、又はさせること。
- ・ 試験監督者の指示に従わないこと。
- ・ その他不正行為を疑われるような行為をすること。

不正行為をした者については、当該学期に履修登録した演習科目・実技科目をのぞく全授業科目の単位を無効とします。

(4) 追・再試験

学年暦・行事予定を参照のうえ、各自で追・再試験の受験手続きが必要か判断してください。追・再試験日程は Active Academy で発表します。



◆追試験

追試験とは、【追試験対象事由】のようなやむを得ない理由によって、成績評価に該当する試験を未受験の学生に対して、定期試験期間後に実施する試験のことをいいます。

・目的

【追試験対象事由】のようなやむを得ない理由によって、成績評価に該当する試験を未受験の学生に対して、定期試験期間後に実施する試験のことをいいます。

・追試験を許可される科目

【追試験対象事由】のようなやむを得ない理由によって、成績評価に該当する試験を未受験となった科目。

・受験手続き

- ①受験希望者は期日内に必要な証明書を添えて「追試験願」を教務課に提出してください。
- ②追試験料は不要です。
- ③追試験時間割はActiveAcademyにより発表します。

【追試験対象事由】

欠席理由	証明書	備考
疾病等(病気・怪我等)	医師の診断書	自身が病気、怪我等で入院・加療が必要な場合に限りです。
忌引	公的証明書(写し可)と印鑑	父母(養父母を含む)3日以内 祖父母1日以内 実兄弟姉妹2日以内 <u>法事による欠席は認めません。</u>
就職試験等を受験	企業等が発行した就職試験受験を証明するもの	会社訪問、セミナー、研修等は認めません。
交通障害	遅延証明書・事故証明書	<u>20分以内の遅延は認めません。</u> バイク、マイカー使用に起因する交通事故及び交通渋滞による遅刻は認めません。
災害 (地震・台風・火災・水害等)	官公庁による被災証明書	本人又は家族の居住地が被災した場合に限りです。
その他(本人の不注意による理由であること)	公的な証明書	事前に判明している場合は、教務課に問い合わせてください。 資格試験等は認められません。

◆再試験

再試験とは、成績評価の合格点に達していない学生に対してのみ実施することがあります。再試験の機会設定の有無は、科目担当教員が設定します。

・目的

成績評価が不可となった科目について、定期試験期間後に実施する試験のことをいいます。

・再試験を許可される科目

成績評価が不可となった科目で、当該科目に再試験が設定されており、かつ、担当教員が受験を認めた科目。

再試験前には、補習が行なわれることがあります。

・受験手続き

- ①受験希望者は期日内に証明書発行機にて「再試験願」を発行し、教務課に提出してください。
- ②再試験料は1科目1,000円です。
- ③再試験時間割はActiveAcademyにより発表します。

(5) 成績評価、単位認定

①成績について

成績は、下表のように5段階で表されます。

なお、履修した科目の成績評価は科目担当教員の定める評価基準により行われます。詳細はシラバスで確認してください。

点数	評価	成績証明書の記載	単位
90点～100点	秀	秀	単位認定 (修得)
80点～89点	優	優	
70点～79点	良	良	
60点～69点	可	可	
0点～59点	不可	表示しない	単位不認定 (未修得)

②成績発表

学期末の成績発表は、学期末(前期末および後期末)にActiveAcademyで発表します。成績発表の日程については、学年暦で確認してください。保護者には学期末(前期末および後期末)に自宅へ成績通知書(成績・履修状況一覧表)を郵送します。

成績に関する問い合わせについて

成績に関する問い合わせは、成績発表後、2週間以内に教務課に申し出て、「成績評価問い合わせ票」に必要事項を記入・捺印のうえ提出してください。

電話やメールでの問い合わせは受け付けません。

5. 他大学等で修得した単位の認定について

本学に入学する前に他の大学・短期大学および高等専門学校の特攻科等で修得した単位のうち、本学で開講している授業科目と内容が同等であるものについて、本学において修得した単位として認定しています。

単位が認定された科目は、60 単位を上限として卒業要件等に算入することができます。ただし、成績評価は通常の「秀」「優」「良」「可」ではなく、「認定」となります。

入学前修得単位認定の申請期日は、入学年度の 4月22日です。手続きの詳細は、教務課に問い合わせてください。

●申請に必要な書類

- 1)既修得単位認定申請書(教務課窓口に所定の様式があります)
- 2)在籍していた他大学等の成績証明書
- 3)認定を受けようとする授業科目の講義概要(シラバス)の写し

6. 卒業の要件

卒業するためには次の要件を満たす必要があります。

- ・休学期間を除き4年以上の在学期間があること。
- ・履修規定に定められた卒業に必要な科目を履修し単位を修得していること。

※卒業に必要な科目及び単位数については、各学科「履修の手引」の該当ページを参照してください。

学科・専攻		入学年度	学科のページ
人間教育学科	人間教育学専攻	2018～2022年度	p.
	中等(数学・音楽)専攻	2018～2022年度	p.
看護学科		2018～2022年度	p.
リハビリテーション学科		2023年度以降	p. 1

7. GPA制度

(1) GPA制度導入の趣旨

本学では成績評価に加えて、GPA(Grade Point Average)を導入しています。

GPAとは成績評価方法の1つで、履修科目の成績の平均を数値化したものです。また、ただ単位を修得すればいいということではなく、その質(成績の評価)も重要となるため、学生の皆さんが自主的・意欲的に学修し、自分の学修成果を正確に把握して、計画的な履修ができるよう制度を設けています。

(2) GPAの算出方法

履修登録科目のうち GPA 対象科目について、各科目の成績評価(秀・優・良・可・不可)に応じて5段階(4、3、2、1、0)に分けて数値化した評価点(Grade Point)にその科目の単位数を掛けたものを合計し、履修登録科目の総単位数で割ることにより算出します。(小数第4位を四捨五入)

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{対象科目の単位数}) \times (\text{その科目のGP})] \text{の合計}}{\text{履修登録科目の単位数の合計}}$$

(3) GPAの算定基準

判定	得点	評価	評価点(GP)
合格	100～90点	秀	4
	89～80点	優	3
	79～70点	良	2
	69～60点	可	1
不合格	0～59点	不可	0
その他	他大学等で修得し、 本学で認定された単位	認定	-

(4) GPAの算出例

授業科目名	単位数	成績	評価点(GP)	単位数×評価点
言葉の理解	2	秀	4	8
教育原理A(初等)	2	優	3	6
現代教育論	2	良	2	4
スポーツ実技 I	1	可	1	1
情報機器の操作	2	不可	0	0
合計	9			19
	[単位数×評価点(GP)の合計]÷[単位数の合計] = 19 ÷ 9 = 2.111 (※ 小数第4位を四捨五入)			

(5) GPAの確認方法

GPAはActive Academy上で確認できます。GPA値には、学期GPA、年度GPA、累積GPAがあり、学期GPAは当該学期のGPA値を、年度GPAは当該年度のGPA値を、累積GPAは通算したGPA値を示します。

各年次のGPAなど詳細は自宅へ送付する「成績・履修状況一覧表」にも記載されます。

8. オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員が指定した曜日・時間帯に学生が自由に研究室を訪れ、授業内容・学修上の問題等について質問や相談ができる制度です。

各教員が指定した曜日・時間帯は、新学期当初に掲示します。授業科目担当の教員を始め、多くの教員に、授業や学生生活に関することなどを相談してください。なお、相談に際してはマナーを心がけ、有効に活用してください。

奈良学園大学公欠に関する申し合わせ

（ 制 定 平成20年 8月22日 ）
（ 最近改正 平成30年 4月 1日 ）

（定義）

第1条 奈良学園大学（以下「本学」という。）において、公欠は、「公欠届」及び「公欠願」に分けて、次の通り定義する。

（公欠届）

第2条 公欠届の適用は、次の各号に掲げる場合とし、手続きを行った者に対して、当該授業を欠席したのものとして取扱わないものとする。

- (1) 父母（養父母を含む）、祖父母、実兄弟または実姉妹が死亡したとき
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症に感染したとき
- (3) 交通機関の事故・ストライキ等により登学が不能もしくは遅延したとき
- (4) 災害等により被災したとき
- (5) 実習及び実習に係る事前訪問で、学部長が許可するとき
- (6) 単位互換協定大学等の試験を受けるとき
- (7) 国または都道府県を代表して、諸行事に参加するとき
- (8) その他特別の事由により学長または学部長が許可するとき

（公欠願）

第3条 公欠願の適用は、次の各号に掲げる場合とし、手続きを行った者に対して、原則3回まで、当該授業を欠席したのものとして取扱わないものとする。

- (1) 本学課外活動において学長が認めた公式試合及び行事等に参加するとき
- (2) 本学が認めるボランティア活動に参加するとき
- (3) 就職試験等を受験するとき（説明会、ガイダンス等は含まない）
- (4) その他特別の事由により学長または学部長が許可するとき

（期間）

第4条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 父母（養父母を含む）が死亡したときは3日以内、祖父母のときは1日以内、実兄弟または実姉妹のときは2日以内
- (2) 第2条第2号のときは、学校保健安全法施行規則第19条に規定された期間
- (3) その他の時は、原則その当日

2 遠隔地のとき、その他特別の事由のあるときは、前項第1号または第3号の日数に必要日数を加えることができる。

（手続き）

第5条 公欠の取扱いを受けようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、次の各号によってすみやかに提出しなければならない。

- (1) 第2条に該当するときは、事務局教務課、学生支援センターまたはキャリアセンターに提出する。
- (2) 第3条に該当するときは、学生支援センターまたはキャリアセンターに提出する。

（取扱い）

第6条 授業科目担当教員は、公欠届を受けたときは第2条、公欠願提出を受けたときは第3条によ

り取扱う。

2 学部長は、受け取る際の条件等を学部毎に付与することができる。

3 授業科目担当教員は、学生に補講の実施またはその授業時間を補うための課題等により、学生の指導を行うものとする。

4 当該時間に試験があったときは、本学学則及び各学部履修規程による。

(改廃)

第7条 本申し合わせの改廃は、教務委員会または学生委員会の発議により、企画運営会議においてこれを行う。

附 則

この申し合わせは、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。

奈良学園大学 定期試験時の不正行為に関する申し合わせ

(目的)

第1条 定期試験時における不正行為の防止を目的とし、奈良学園大学学生懲戒手続規程第1条第2項に定める、定期試験時（定期試験として定められた期間外に行われるものを含む。）における不正行為に関する対応、措置及び処分について、必要な事項を申し合わせる。

(定期試験の種類)

第2条 定期試験時における不正行為の形式を次の通りとする。

- (1) 対面形式で行われる試験における不正行為
- (2) 対面形式をとらない試験における不正行為

(不正行為)

第3条 試験中の次の行為は、不正行為とみなす。

- (1) 持込みを許可されていない物品を参照すること。
- (2) 物品の貸借をすること。
- (3) 他人に受験させ、または他人の代わりに受験すること。
- (4) 他人の答案をのぞき見することまたは故意に見せること。
- (5) 答案用紙を交換すること。
- (6) 他の受験者と私語をすること。
- (7) 盗用、剽窃、代筆を行う、又はさせること。
- (8) 試験監督者の指示に従わないこと。

(対面形式で行われる試験における不正行為に対する措置)

第4条 試験監督者は、不正行為があったと判断した場合には、次の各号の措置を行うものとする。ただし、疑わしい行為の場合は、即時に不正行為とみなすのではなく、一度警告を与えて改善が見られない場合に、次の各号の措置を行うものとする。

- (1) 当該受験者の受験を直ちに中止し、学生証、答案用紙を回収する。
- (2) 不正行為の証拠物品がある場合は押収する。
- (3) 不正行為の証明を確認後、試験終了時刻まで着座のまま待機するよう伝える。
- (4) 試験終了後、当該受験者を教務課に引率する。
 - 2 当該受験者の所属学部教務委員は、当該受験者及び試験監督者への聞き取り調査を行い、「不正行為調書」を作成し、学部長に報告する。
 - 3 学部長は、教授会の議を経て、不正行為の認定を行う。

(対面形式をとらない試験における不正行為に対する措置)

第5条 科目担当者は、不正行為があったと判断した場合には、試験終了後1週間以内に教務課を通じて、当該受験者の所属学部へ調査依頼を行うこととする。この時、不正行為が疑われる証拠となる資料を提出する。

2 当該学部の教務委員は、教務課が受理した証拠書類を基に、不正行為に関する聞き取り調査を行い、「不正行為調書」を作成し、学部長に報告する。聞き取り調査の構成員は次の通りとする。ただし、科目担当者が以下の(ア)及び(イ)に該当する場合は、学部長が指名した他の教員に代えることができる。

(ア) 教務委員1名(別の教務委員1名は陪席することができる)

(イ) 当該学生の所属学科または専修の長

(ウ) 教務課長

3 学部長は、教授会の議を経て、不正行為の認定を行う。

(不正行為に対する処分)

第6条 不正行為と認定された場合は、原則、当該学期に履修登録した全授業科目の単位を無効とする。ただし、演習科目・実技科目についてはこの限りではない。

(処分の通知)

第7条 学部長は、処分決定後すみやかに不正行為を行った学生に対して処分内容を通告し、教育的指導を行うものとする。

(学生の弁明)

第8条 学部長は、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を、前条の通告後1週間以内に与えるものとする。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

2 学部長は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、再調査を行うことができるものとする。

(改廃)

第9条 この申し合わせの改廃は、大学評議会においてこれを行う。

奈良学園大学入学前既修得単位認定細則

制 定 平成28年 4月 1日
最近改正

(趣旨)

第1条 この細則は、奈良学園大学学則第21条の規定に基づき、奈良学園大学（以下「本学」という。）に入学した者が、入学前に他の大学、短期大学、高等専門学校の専攻科等（以下「他大学等」という。）において修得した単位（以下「既修得単位」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 第1年次に入学し、既修得単位等の認定を受けようとする者（以下「第1年次入学者」という。）は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 既修得単位認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 単位認定に係る他大学等の成績証明書
- (3) 認定を受けようとする授業科目の講義概要を記載した書類

2 編入学し、既修得単位等の認定を受けようとする者（以下「編入学者」という。）は、入学の日までに、次の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 単位認定に係る他大学等の成績証明書
- (2) 認定を受けようとする授業科目の講義概要を記載した書類

(認定の基準)

第3条 単位認定は、他大学等で履修した授業科目が、本学の授業科目と科目名又は講義内容に類似性があり、かつ単位数が同等以上で、本学の授業科目として読み替えが可能であるかどうかによって判断するものとする。

2 単位認定にあたっては、必要に応じて、当該授業科目担当教員の意見を求めることができるものとする。

(認定の方法)

第4条 第1年次入学者の単位認定は、既修得単位認定申請書及び関係書類に基づき、学部長が承認し、学長がこれを認める。なお、学部長は教授会の意見を徴することができる。

2 編入学者の単位認定は、教務委員会が原案を作成し、編入学予定の学部長が承認し、学長がこれを認める。なお、学部長は教授会の意見を徴することができる。

(認定の通知)

第5条 学長は、単位認定の結果を、既修得単位認定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定科目の成績評価)

第6条 認定された授業科目の成績評価は、学則第26条の規定に関わらず「認定」と表記する。

(事務)

第7条 この細則に関わる事務は、事務局教務課においてこれを行う。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、企画運営会議においてこれを行う。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

奈良学園大学 GPA 制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良学園大学(以下「本学」という。)における履修科目の成績評価の指標となる Grade Point Average(以下 GPA という。)に関して、その取扱いについて必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行うことにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(評価および GP)

第2条 Grade Point(以下 GP という。)は、成績評価に基づき、次の通りとする。

点数	成績評価	GP
100 点から 90 点まで	秀	4
89 点から 80 点まで	優	3
79 点から 70 点まで	良	2
69 点から 60 点まで	可	1
59 点以下	不可	0

(GPA の算出方法および種類)

第3条 GPA とは、評価を受けた各授業科目の GP に当該科目の単位数を乗じた値を合計し、その値を、評価を受けた授業科目の総単位数で除して得られる数値をいう。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{評価を受けた履修登録科目の GP} \times \text{単位数}) \text{の合計}}{\text{評価を受けた授業科目の総単位数}}$$

数値は、小数点以下第 4 位を四捨五入して第 3 位までを表記する。

当該学期に履修した科目を対象とする GPA を「学期 GPA」、当該年度に履修した科目を対象とする GPA を「年度 GPA」、在学中に履修した科目を対象とする GPA を「累積 GPA」とする。

(GPA 対象授業科目)

第4条 履修規程に定める卒業に必要な単位数に算入されるすべての科目を GPA の計算対象とする。次の授業科目については、GPA の計算対象科目から除くものとする。

- (1) 本学で履修し成績評価を受けた科目であるが、卒業必要単位数に計上しない授業科目
- (2) 本学以外の大学で修得した授業科目または入学前に他大学等において修得した授業科目
- (3) 別に定める履修登録削除可能期間内に履修登録を取り消した科目
- (4) GPA 算出期日に成績が保留または未確定の科目

(GPA の算出期日)

第5条 GPA の算出は、前期は9月 1 日、後期は3月20日までに確定した成績に基づいて行う。

(GPA データの活用)

第6条 GPA は次の事項等に利用する。

- (1) 学修指導の基礎資料
- (2) 特定の授業科目や選択課程の受講資格基準
- (3) 成績優秀者に対する奨学金や授業料減免の基準
- (4) 学生表彰の基準
- (5) 履修上限単位数の緩和基準
- (6) 退学勧告の基準
- (7) その他

(履修上限の緩和)

第7条 2年次生以上で、前年度 40 単位以上を修得し、前年度 GPA が 3.000 以上の者については、各学科履修規程に定める履修制限を 2 単位緩和する。

2 1年次生で、前期 20 単位以上を修得し前期 GPA の値が 3.000 以上の者については、各学科履修規程に定める履修制限を当該年度 2 単位緩和する。

(退学勧告)

第8条 2年以上在籍し、次の各号に該当する者については、学長が退学を勧告する。

- (1) 累積 GPA が 1.000 未満の者
- (2) 修得単位数が(在籍年数)×15 未満の者

(GPA の通知)

第9条 GPA の学生への通知は、教務システムにおいて、学期 GPA 、年度 GPA および累積 GPA を表示することにより行う。学科、学年ごとの GPA の分布は、大学ウェブサイト上で公開する。

(成績証明書への記載)

第10条 成績証明書には、累積 GPA を記載するものとする。

(学修指導)

第11条 各学科は、GPA に基づく学修指導を行うものとし、前年度 GPA が 2.000 未満の者については、特に各学科の教員が学習に関して指導・助言を行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会においてこれを行う。

学生用履修登録マニュアル

履修登録を行う前に、時間割をもとに履修すべき科目の曜日・時限を確認してください。Active Academyにログインします。

https://tango.naragakuen-u.jp/aa_web/




例) リハビリテーション学科「基礎ゼミⅡ」の科目を登録する場合
(リハビリテーション学科時間割)

後期		理学療法学専攻				作業療法学専攻			
曜	時限	授業コード	科目	教員	教室	授業コード	科目	教員	教室
月	1								
	2	12511	基礎ゼミⅡ	◎ 山崎・橋本・伊藤・大田・藤田・藤原・大塚・岡本・佐野・志川・藤原・野中・坂野・滝本・橋本・野中・坂野	演習室	12511	基礎ゼミⅡ	◎ 山崎・橋本・伊藤・大田・藤田・藤原・大塚・岡本・佐野・志川・藤原・野中・坂野・滝本・橋本・野中・坂野	演習室
	3	13511	運動学Ⅰ(総論)	◎ 池田・城野・吉川	403	13511	運動学Ⅰ(総論)	◎ 池田・城野・吉川	403
	4	14511	人					◎ 池田・野中・坂野	403
	5	15511	人					◎ 池田・野中・坂野	403

② 時間割をもとに授業の曜日と時限を確認します。



■ 履修一覧からの選択

対象学生：19

2019年度 後期

④ 履修したい科目にチェックをつけて「登録して戻る」を押します。

※ [?] 選択する場合は、チェックをつけて下さい。 ※ [?] 選択を取り消す場合は、チェックを外して下さい。

曜日	時限	科目	授業	担当者	期間	担当時間	必修	単位	定数	申込人数	状態
月曜	2限	12211	基礎性生乳	山形久生	後期	10:00-11:00	必修	1	-	0	

登録して戻る 取消して戻る



■ 履修一覧 (履修) 履修登録

対象学生：19

2019年度 後期

⑤ 時間割表示に科目が入力されます。取り消す時はチェックを外します。

科目	授業	担当者	期間	担当時間	必修	単位	定数	申込人数	状態
12211	基礎性生乳	山形久生	後期	10:00-11:00	必修	1	-	0	




⑥ 他の科目についても、自分の履修計画をもとに入力していきます。
 ※必修科目は必ず登録してください。

科目	授業	担当者	期間	担当時間	必修	単位	定数	申込人数	状態
12211	基礎性生乳	山形久生	後期	10:00-11:00	必修	1	-	0	
41211	基礎性生乳	山形久生	後期	10:00-11:00	必修	1	-	0	
41211	基礎性生乳	山形久生	後期	10:00-11:00	必修	1	-	0	

※リハビリテーション学科の「痛み学概論(火曜1.2限)」「スポーツ医学(火曜3限、水曜4限)」看護学科の「疾病治療論Ⅱ(水曜2限、金曜5限)など、複数の曜日、時限にわたる科目は、時間割コードの入った曜日・時限で登録してください。登録画面上には授業コードが入った科目のところ1ヶ所しか表示されませんので、注意してください。

【集中講義および実習科目の登録について】

看護学科・リハビリテーション学科ともに、下部の「集中など」にある鉛筆マークをクリックしてください。特に、実習科目の登録は忘れないようにしてください。



【後期集中科目】

授業コード	科目名	教員	教室
70311	キャリアデザインⅡ	西山	2404
70312	行動の科学	吉岡	2403

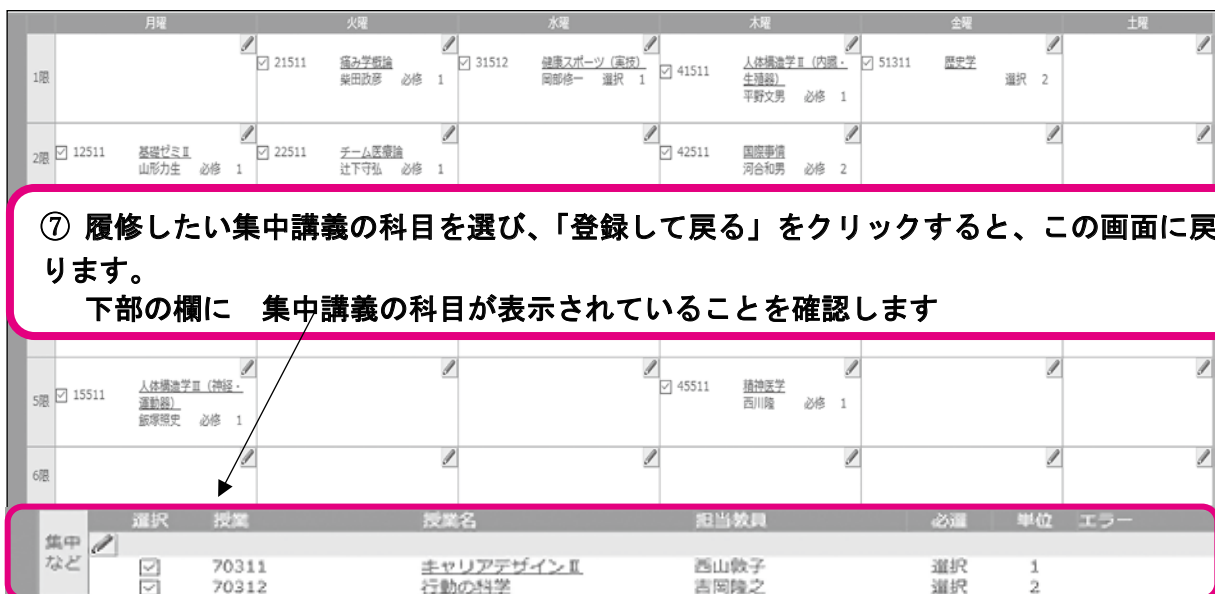
例) 看護学科実習科目

【後期集中講義科目】

学年	授業コード	科目名	教員	開講時期
1年次	70311	キャリアデザインⅡ	西山	12/21,23,24(学外)
	70312	行動の科学	吉岡	12/24,25,26
2年次	70321	◎基礎看護学実習Ⅲ	中野	実習要項参照
3年次	70331	胎産診断・技術学Ⅱ	奥村	領域実習終了後(2406教室)
	70332	胎産診断・技術学Ⅲ	奥村	領域実習終了後(2406教室)

学年	授業コード	科目名	備考
3年次	70333	◎成人看護学実習Ⅰ	実習要項参照
	70334	◎成人看護学実習Ⅱ	
	70335	◎老年看護学実習Ⅰ	
	70336	◎老年看護学実習Ⅱ	
	70337	◎小児看護学実習	
	70338	◎母性看護学実習	
	70339	◎精神看護学実習	
70340	◎在宅看護学実習		
4年次	70341	公衆衛生看護学実習Ⅰ(地域活動)(通年)	
	70342	胎産診断・技術学実習Ⅰ～Ⅳ(通年)	

※時間割表記載の集中講義科目および実習科目を参照してください。

⑦ 履修したい集中講義の科目を選び、「登録して戻る」をクリックすると、この画面に戻ります。
下部の欄に 集中講義の科目が表示されていることを確認します

選択	授業	授業名	担当教員	必修	単位	エラー
<input checked="" type="checkbox"/>	70311	キャリアデザインⅡ	西山教子	選択	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	70312	行動の科学	吉岡隆之	選択	2	



Active Academy 残り時間 40分 時間も残ります

トップページ 掲示板 授業支援 アンケート 拡大管理 施設予約管理 My Information ログアウト

■ 履修登録(職員) 履修登録確認

STEP-1 履修申込 STEP-2 履修内容一覧 STEP-3 履修内容詳細 STEP-4 履修確認

対象学生: 2023年度 新入生 職員

履修登録の登録内容を確認して下さい。

CPAなし

	前期	後期	合計
前期単位	なし	なし	なし
対象単位	0	0	0
登録単位	0	0	0

よろしければ「登録確定」のボタンを押して下さい。登録された履修内容に進みます。
変更する場合は「登録変更」ボタンを押して下さい。登録済みに戻ります。(登録は行われません。)
年度の登録内容を中止する場合は「登録中止」ボタンを押して下さい。TOP画面に戻ります。

登録確定 登録変更 登録中止

⑧ 履修すべき科目が表示されていることを確認して、「表示内容で登録」をクリックし、履修登録の内容を確認してください。内容が正しければ「登録確定」、変更する場合は「登録変更」、登録を中止する場合は「登録中止」をそれぞれクリックしてください。

よろしければ「登録確定」のボタンを押して下さい。登録された履修内容に進みます。
変更する場合は「登録変更」ボタンを押して下さい。登録済みに戻ります。(登録は行われません。)
年度の登録内容を中止する場合は「登録中止」ボタンを押して下さい。TOP画面に戻ります。

登録確定 登録変更 登録中止

ページ先頭へ戻る



※「登録確定」で履修が確定します。

Active Academy 残り時間 20分 時間も残ります

トップページ 掲示板 Web申請 授業支援 就職活動支援 アンケート My Information ログアウト

■ 履修登録印刷

STEP-1 履修登録画面

履修登録が完了しました。

履修登録の確認のために当画面の「確認表を印刷」ボタンを押して、PDF出力を行ってください。
終了ボタンを押して下さい。終了画面へ進みます。

期次	曜日	時限	授業	授業名	担当教員	必須	単位	備考
前期	月曜	1限	11015	社会学	〇〇 春一		0	
前期	月曜	2限	20115	情報数学基礎	〇〇 成斌	選択	2	他選
前期	火曜	2限	02006	プレゼンテーション	〇〇 徳美	選択	2	
前期	水曜	1限	01016	創造工学入門(FM131*)	〇〇 光菜	必修	1	
前期	水曜	2限	20305	微分積分/演習	〇〇 翠代	必修	3	
前期	木曜	1限	13011	中国語1	〇〇 夕菜	選択	2	
前期	木曜	2限	13011	中国語1	〇〇 夕菜	選択	2	
前期	木曜	3限	20305	微分積分/演習	〇〇 翠代	必修	3	

履修登録の確認のために当画面の「確認表を印刷」ボタンを押して、PDF出力を行ってください。
終了ボタンを押して下さい。終了画面へ進みます。

確認表を印刷 登録終了

⑨ 必要に応じて「確認表を印刷」で確認してください。

⑩ 登録が完了したら「登録終了」をクリックしてください

登録終了



Active Academy 残り時間 20分 時間も残ります

トップページ 掲示板 Web申請 授業支援 就職活動支援 アンケート My Information ログアウト

■ 履修登録完了

STEP-1 履修登録画面 STEP-2 履修登録確認 STEP-3 履修登録印刷 STEP-4 履修登録完了

履修登録が完了しました。
おつかれさまでした。

TOP画面へ戻る場合はこちらへ → トップページ

ログアウトする場合はこちらへ → ログアウト

⑪ 作業が終わったら画面右上または中央の「ログアウト」をクリックしてログアウトしてください。

奈良学園大学
NARAGAKUEN UNIVERSITY

〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1
TEL 0742-95-9800 FAX 0742-95-9850

看護学科

(2024年度以降入学生)

看護学科（2024年度以降入学生）

1.教育目的と3つのポリシー

1) 教育目的

幅広い教養と豊かな人間性、国際性、変化に対応できる汎用的能力などをそなえ、「人」を中心に据えた専門的知識と高度な技術、創造力、実践力、倫理性、協調性などを身につけた質の高い看護職者の育成を目的としています。

2) ディプロマ・ポリシー

本学所定の課程を修め、次の能力を修得した者に学士（看護学）の学位を授与します。

- (1) 看護の対象となる人を生活者として全人的に理解し、科学的思考に基づいて質の高い看護を実践できる力
- (2) 人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる力
- (3) 課題解決に向け多職種と協働できる力
- (4) 社会の変化を捉え、自律的に学び続ける力

ディプロマ・ポリシーに示した能力を修得するため、次に示すような具体的な能力の獲得を目指します。

DP	獲得を目指す具体的な能力	
DP1 看護の対象となる人を生活者として全人的に理解し、科学的思考に基づいて質の高い看護を実践できる力	能力1 確かな看護実践力	1) 看護の対象となる人と人間関係を築く力 2) 看護の対象者となる人を全人的に捉える力 3) 知識をもとに根拠に基づいて臨床判断できる力 4) 臨床判断に基づいて安全安楽に看護を実施し、評価できる力 5) 看護の対象となる人を尊重し、対象者を中心に据えた看護が実践できる力 6) 意思決定を支援できる力
	能力2 コミュニティ（地域）で生活する人を支援できる力	1) 対象者を生活者として捉える力 2) 対象者が生活するコミュニティの特性を把握できる力 3) 対象者が生活する地域の資源を活用し、対象者を支援できる力
DP2 人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる力	能力3 人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる力	1) 倫理原則に基づいて考える力 2) 対象者の文化的背景を理解できる力 3) 多様な価値観を尊重できる力 4) 対象者の自己決定を尊重できる力
DP3 課題解決に向け多職種と協働できる力	能力4 課題解決に向け多職種と協働できる力	1) 看護の専門性を他者に伝えることができる力 2) 関係する他職種の役割と機能が理解できる力 3) 課題解決に向け、チームメンバー間で目的を共有できる力

<p>DP4 社会の変化を捉え、 自律的に学び続ける 力</p>	<p>能力5 自己を振り返り主体的 に学び続ける力</p>	<p>1) 社会の変化を捉える力 (1) ものごとの本質を捉えようとする姿勢 (2) 幅広く情報を捉える力 (3) ものごとを探究する力 2) 自己を理解する力 3) 自己の課題を見出す力 4) 自己の課題解決に向け主体的に行動できる力</p>
--	---------------------------------------	--

3) カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するため、共通教育科目、専門基礎科目、専門科目の3つの科目群を設け、次のような方針で教育課程を編成します。

- (1) 教養を身につけ、科学的思考を育み、人間力を磨くための科目を1年次から4年次までに配し、成長に応じた学びができるようにします。
- (2) 看護の対象となる人を全人的に理解して看護を実践できる力を身につけられるようにするため、生活者としての人間を理解する科目、看護の基礎を学ぶ科目、人間の発達段階や看護を実践する場の特性に応じた看護を学ぶ科目を、段階的に配します。
- (3) 多職種と協働して看護を実践できる力を修得できるようにするため、専門職としての協働のあり方を学ぶ科目を1年次から段階的に配するとともに、日々の学びの体験の中で他者と協働する力を獲得できるような多様な学習方法を取り入れます。
- (4) 社会の変化を捉え、自律的に学び続ける力を育むため、1年次の大学での学び方を学ぶ科目に始まり、4年次の課題探究型の実習と卒業研究まで、幅広い情報の捉え方やものごとの探究の仕方について学ぶ科目を配し、多様な学習方法を取り入れ、主体的に行動したり、自ら課題を発見したりできるようにします。

4) カリキュラム・マップ

それぞれの授業科目が、どのディプロマ・ポリシーの育成を目指す科目であるかを表したものをカリキュラム・マップと言います。看護学科のカリキュラム・マップを5ページから8ページに示しています。表中の◎は重点的に育成する項目を、○は育成する項目を表しています。

5) カリキュラム・ツリー

ディプロマ・ポリシーを達成するため、学年ごとにどのような科目を学ぶのか、また科目間のつながりを表した図です。看護学科のカリキュラム・ツリーを別表1に示します。

2.履修に関する留意点

1) 授業の形態

授業は、その特性によって、講義、演習、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行います。演習や実習などの体験型学習を多く採用し、状況や文脈の中で理解する力の強化を目指しています。

演習及び実習は適宜、数名の小グループを編成して行います。

2) 授業への出席

各授業への出席が授業時間の3分の2（実習科目においては5分の4）に満たない場合は、再履修となります。20分未満の遅刻や早退は、原則として、3分の1回の欠席とし、20分以上の場合は1回の欠席となります。

3) 科目の履修に関する留意点

- (1) 演習科目（○○看護援助論演習）は次の要件を満たさなければ履修することができません。
 - ① 3年次前期に配当される○○看護援助論演習を履修するためには、講義科目（○○看護学概論・○○看護援助論）の単位を修得していなければならない。
 - ② ○○看護援助論を履修するためには、○○看護学概論を履修していなければならない。
- (2) 実習科目は次の要件を満たさなければ履修することができません。
 - ① 2年次の基礎看護学実習Ⅱを履修するためには、次の科目の単位を修得していること。
 - 「看護学概論Ⅰ」「看護学概論Ⅱ」「コミュニケーション論」「看護技術の基礎Ⅰ」「看護技術の基礎Ⅱ」
 - 「看護実践プロセスの基盤Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅰ」

- ② 2年次の基礎看護学実習Ⅱを履修するためには、次の科目の単位を履修していること。
 「看護実践プロセスの基盤Ⅱ」「専門基礎科目必修科目」
 この条件を満たさなかった場合、成績発表前に受講した実習科目は未修得となる。
 但し、出席が授業時間の3分の2に満たず再履修となった場合、基礎看護学実習Ⅱを修得することはできない。
- ③ 3年次の各看護学実習科目を履修するためには、2年次までに開講している専門基礎科目、専門科目および3年次前期までに開講される各看護学に関する概論、援助論の単位をすべて修得していること。また、この条件を満たさなかった場合、成績発表前に受講した実習科目は未修得となる。
- ④ 4年次の統合看護実習を履修するためには、3年次後期配置の各看護学実習科目の単位をすべて修得していること。

履修すべき科目	単位を修得しておくべき科目	看護学実習科目
看護学概論Ⅰ コミュニケーション論		基礎看護学実習Ⅰ（1年前期）
看護実践プロセスの基盤Ⅱ 専門基礎科目必修科目	看護学概論Ⅰ 看護学概論Ⅱ コミュニケーション論 看護技術の基礎Ⅰ 看護技術の基礎Ⅱ 看護実践プロセスの基盤Ⅰ 基礎看護学実習Ⅰ 専門基礎科目必修科目	基礎看護学実習Ⅱ（2年後期）

単位を修得しておくべき科目	看護学実習科目
地域・在宅看護学概論 地域・在宅看護学援助論 地域・在宅看護学援助論演習Ⅰ 地域・在宅看護学援助論演習Ⅱ 基礎看護学実習Ⅱ	地域・在宅看護学実習 （3年後期）
成人老年看護学概論 成人老年看護学援助論Ⅰ 成人老年看護学援助論Ⅱ 成人老年看護学援助論演習Ⅰ 成人老年看護学援助論演習Ⅱ 基礎看護学実習Ⅱ	成人老年 看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ （3年後期）
小児看護学概論 小児看護学援助論 小児看護学援助論演習 基礎看護学実習Ⅱ	小児看護学実習 （3年後期）
母性看護学概論 母性看護学援助論 母性看護学援助論演習 基礎看護学実習Ⅱ	母性看護学実習 （3年後期）
精神看護学概論 精神看護学援助論 精神看護学援助論演習 基礎看護学実習Ⅱ	精神看護学実習 （3年後期）

4. 課程選択

3年次より「看護師課程」、「看護師・保健師課程(20名以内)」「看護師・助産師課程(女子のみ8名以内)」のいずれかを選択します。「看護師・保健師課程」選択者は保健師国家試験受験資格を、「看護師・助産師課程」選択者は助産師国家試験受験資格を看護師国家試験受験資格と同時に取得することが可能です。

【看護師・助産師課程】

- ① 選択者の決定は、3年次前期終了後に行います。
- ② 3年次前期に選択に関する希望調査を行い、成績発表後、領域実習開始までの間に筆記試験と面接を行います。
- ③ 筆記試験と面接の結果と、3年次前期までに修得した専門基礎科目と専門科目の成績をもとに、課程選択者を選抜します。
- ④ 看護師・助産師を選択するためには、3年次前期までに卒業に必要な共通教育科目を修得していることに加え、3年次前期に開講される「助産学概論」「リプロダクティブヘルス学」「周産期医学」を修得している必要があります。

【看護師・保健師課程】

- ① 選択者の決定は、2年次後期終了後に行います。
- ② 2年次後期に選択に関する希望調査を行い、成績発表後、新年度開始までの間に筆記試験と面接を行います。
- ③ 筆記試験、面接の結果と、2年次後期までに修得した専門基礎科目と専門科目の成績をもとに、課程選択者を選抜します。
- ④ 看護師・保健師課程を選択するためには、2年次後期までに看護師課程の卒業要件に加え、2年次前期開講の「公衆衛生看護学概論」、2年次後期開講の「保健統計」「公衆衛生看護学Ⅰ(地域活動)」「公衆衛生看護学Ⅱ(学校保健)」を修得している必要があります。

※課程選択に伴う科目の履修に関する留意点

①看護師・助産師課程選択

看護師・助産師課程を選択する学生は、看護師課程の卒業要件に加え、1年次前期の「保健医療福祉行政論Ⅰ(社会保障・社会福祉の理念と制度)」、3年次前期の「助産学概論」「リプロダクティブヘルス学」「周産期医学」を修得し、3年次後期以降に開講される助産師課程選択の科目、計29単位

(795時間)修めることにより、看護師及び助産師国家試験受験資格が得られます。

看護師・助産師課程の専門科目である「助産学実習Ⅰ～Ⅳ」を履修するためには、3年次後期までに開講される必修科目と、助産師国家試験受験資格取得に必要なすべての科目を修得しておく必要があります。

②看護師・保健師課程選択

看護師・保健師課程を選択した学生は、看護師課程の卒業要件に加え、3年次前期以降に開講される保健師課程選択の科目、計29単位(615時間)を修めることにより、看護師及び保健師国家試験受験資格が得られます。

看護師・保健師課程の専門科目である「公衆衛生看護学実習Ⅰ(地域活動)」「公衆衛生看護学実習Ⅱ(学校保健)」「公衆衛生看護学実習Ⅲ(産業保健)」及び「公衆衛生看護活動展開演習」「公衆衛生看護管理論」を履修するためには、3年次後期までに開講される必修科目と、保健師国家試験受験資格取得に必要なすべての科目を修得しておく必要があります。

また「養護教諭二種免許状」を取得するためには、看護師・保健師課程の卒業要件に加え、「健康スポーツ(実技)」「日本国憲法」の合計3単位を修得しておく必要があります。

保健医療学部看護学科 カリキュラム・マップ

	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数		DP1		DP2 能力3	DP3 能力4	DP4 能力5	備考	
			必修	選択	必修	選択	能力1	能力2					
共通教育科目	英語Ⅰ	1前	1		30		◎		○				
	英語Ⅱ	1後	1		30		◎		○				
	英会話Ⅰ	1前	1		30		◎		○			(養教)	
	英会話Ⅱ	1後	1		30		◎		○			(養教)	
	中国語基礎Ⅰ	1・2・3・4 前後		1		30		◎		○			
	中国語基礎Ⅱ	1・2・3・4 前後		1		30		◎		○			
	中国語会話	1・2・3・4 前後		1		30		◎		○			
	スペイン語基礎Ⅰ	1・2・3・4 前後		1		30		◎		○			
	スペイン語基礎Ⅱ	1・2・3・4 前後		1		30		◎		○			
	スペイン語会話	1・2・3・4 前後		1		30		◎		○			
	文学	1・2・3・4 前後		2		30						◎	
	哲学	1後		2		30				○		◎	
	倫理学	1前		2		30				○		◎	
	心理学	1・2・3・4 前後		2		30		○				◎	
	行動の科学	1・2・3・4 前後		2		30		○				◎	
	文化人類学	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	音楽の世界	1・2・3・4 前後		2		30						◎	
	社会学	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	日本国憲法	1・2・3・4 前後		2		30						◎	養教2種必修
	歴史学	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	地理学	1・2・3・4 前後		2		30						◎	
	数学の世界	1・2・3・4 前後		2		30						◎	
	自然科学の基礎	1・2・3・4 前後		2		30						◎	
	環境化学の基礎	1・2・3・4 前後		2		30						◎	
	健康スポーツ(理論)	1後		1		15						◎	(養教)
	健康スポーツ(実技)	1・2・3・4 前後		1		30						◎	養教2種必修
	バラスポーツ指導論	1・2・3・4 前後		1		30				○	○	◎	
	スポーツ実技Ⅰ	1・2・3・4 前後		1		30					○	◎	
	スポーツ実技Ⅱ	1・2・3・4 前後		1		30					○	◎	
	共生と社会	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	人権論	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	ボランティア活動	1・2・3・4 前後		2		30		○				◎	
	生活と環境	1・2・3・4 前後		2		30		○		○		◎	
	奈良学	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	けいはんな学研都市学	1・2・3・4 前後		1		15				○		◎	
	異文化コミュニケーション	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	国際事情	1・2・3・4 前後		2		30				○		◎	
	情報教養	情報機器の操作	1前	2		30							◎ (養教)
		情報倫理とセキュリティ	1・2・3・4 前後		2	30							◎
		データの世界	1・2・3・4 前後		2	30							◎
		CGの基礎と演習	1・2・3・4 前後		2	30							◎
		情報と分析	1後		2		30						◎
キャリア形成	キャリアデザインⅠ	1前		1		30						◎	
	キャリアデザインⅡ	1後		1		30						◎	
	キャリアディベロップメントⅠ	2前		1		30						◎	
	キャリアディベロップメントⅡ	2後		1		30						◎	
適学基礎	ラーニングスキルズ	1前		1		30						◎	
	ライティングスキル	1後		1		30						◎	
専門基礎科目	人体構造機能学Ⅰ	1前		2		30						◎	
	人体構造機能学Ⅱ	1後		2		30						◎	

	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数		DP1		DP2 能力3	DP3 能力4	DP4 能力5	備考
			必修	選択	必修	選択	能力1	能力2				
専門基礎科目	人間の理解	発達心理学	1前	2		30		◎				
		生化学	1後	1		15		◎				
		栄養学	1前	1		15		◎				
		微生物学	1前	1		15		◎				
		免疫学	1後	1		15		◎				
	環境の理解	疫学	2後	2		30			◎			(保)
		公衆衛生学	1後	1		15			◎			(保)
		社会福祉学	1前	1		15			◎			
		医療福祉関係法規	1後	1		15			◎			
		保健医療福祉行政論Ⅰ(社会保障・社会福祉の理念と制度)	1前	2		30			◎			(保)(助)
		保健医療福祉行政論Ⅱ(政策形成過程)	4後		1		15		◎			保必修
	健康の理解	保健医療概論	1前	1		15			◎		○	
病理学		1前	1		15		◎					
疾病治療論Ⅰ(呼吸・循環・生殖器の障害)		1後	2		30		◎					
疾病治療論Ⅱ(消化吸収・内分泌・代謝・排泄・造血機能の障害)		2前	2		30		◎					
疾病治療論Ⅲ(脳神経・運動・感覚・精神機能の障害)		2前	2		30		◎					
薬理学		1後	2		30		◎					
リハビリテーション論		2後	1		15		◎					
看護の考え方と方法	看護学概論Ⅰ(看護の役割・機能と対象理解)	1前	2		30		◎	○				
	看護学概論Ⅱ(看護の理論と看護活動)	1後	2		30		◎	○				
	看護倫理学	4前	1		15			○	◎			
	コミュニケーション論	1前	1		30		◎	○				
	看護技術の基礎Ⅰ(療養支援)	1後	1		30		◎	○				
	看護技術の基礎Ⅱ(診療・治療支援)	2前	1		30		◎		○			
	看護実践プロセスの基盤Ⅰ(情報の評価と課題発見)	2前	2		60		◎	○				
	看護実践プロセスの基盤Ⅱ(課題発見から課題解決)	2後	1		30		◎	○	○			
	基礎看護学実習Ⅰ	1前	1		45		◎	○				
	基礎看護学実習Ⅱ	2後	2		90		◎	○	○	○	○	
	地域・在宅看護学概論	2前	2		30			◎				
	地域・在宅看護援助論	2後	2		60			◎				
	地域・在宅看護援助論演習Ⅰ(在宅療養支援)	3前	1		30			◎				
	地域・在宅看護援助論演習Ⅱ(広域支援)	3前	1		30			◎				
	成人老年看護学概論	2前	2		30		◎	○				
	成人老年看護援助論Ⅰ(生命維持の破綻から健康回復への支援)	2後	2		60		◎	○				
	成人老年看護援助論Ⅱ(障害適応とエンドオブライフへの支援)	2後	2		60		◎	○				
	成人老年看護援助論演習Ⅰ(生命維持の破綻から健康回復への支援)	3前	2		60		◎	○				
	成人看護援助論演習Ⅱ(障害適応とエンドオブライフへの支援)	3前	2		60		◎	○				
	小児看護学概論	2前	2		30		◎	○				
	小児看護援助論	2後	1		30		◎	○				
	小児看護援助論演習	3前	1		30		◎	○				
	母性看護学概論	2前	2		30		◎	○				
	母性看護援助論	2後	1		30		◎	○				
	母性看護援助論演習	3前	1		30		◎	○				
	精神看護学概論	2前	2		30		◎	○	○			
	精神看護援助論	2後	1		30		◎	○	○			
	精神看護援助論演習	3前	1		30		◎	○	○			
	地域・在宅看護学実習	3後	2		90			○	◎	○		

	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数		DP1		DP2 能力3	DP3 能力4	DP4 能力5	備考		
			必修	選択	必修	選択	能力1	能力2						
専門科目	看護の考え方と方法	成人老年看護学実習Ⅰ	3	後	3		135		◎	○	○			
		成人老年看護学実習Ⅱ	3	後	3		135		◎	○	○			
		成人老年看護学実習Ⅲ	3	後	2		90		◎	○	○			
		成人老年看護学実習Ⅳ	3	後	2		90		◎	○	○			
		小児看護学実習	3	後	2		90		◎	○	○			
		母性看護学実習	3	後	2		90		◎	○	○			
		精神看護学実習	3	後	2		90		◎	○	○			
		ターミナルケア論	4	前	1		15		○		◎	○		
		感染看護	4	前	1		15		◎			○		
		痛みの基礎と応用	4	前	1		15		◎		○			
	看護の統合と実践	看護管理論	4	通	1		15				○	◎	○	
		看護マネジメント論	4	後	1		15				○	◎	○	
		チーム連携論	4	前	1		15					◎	○	
		チーム連携論演習	4	後	1		30					◎	○	
		統合看護論	4	後	2		30		○	○	○	◎	○	
		統合看護実習	4	前	2		90		○	○	○	○	◎	
		国際看護論	4	前	1		15				○	◎		
		国際看護論演習	4	後	1		30				○	◎		
		地域包括ケア論	4	後	1		30			◎		○		
		家族看護学	4	後	1		15			◎	○	○		
		災害看護学	4	後	1		15			○		◎		
		看護教育学	4	前	1		15					◎	○	
		カウンセリング論	4	後	1		15		○		◎			
		看護研究	4	前	1		30						◎	
		卒業研究	4	通	1		30						◎	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	前	2		30			◎		○		保必修
		公衆衛生看護学方法論Ⅰ(健康増進能力を高める支援と評価)	3	前	2		30			◎		○		保
		公衆衛生看護学方法論Ⅱ(健康課題の発見と事業化)	3	前	2		30			◎		○		保
		公衆衛生看護学Ⅰ(地域活動)	2	後	3		45			◎	○	○		保必修
		公衆衛生看護学Ⅱ(学校保健)	2	後	2		30		○	◎		○		保必修
		公衆衛生看護学Ⅲ(産業保健)	2	前	2		30		○	◎		○		(保)(助)
		公衆衛生看護学活動展開演習	4	前	2		60			◎		○		保
		公衆衛生看護学管理論	4	後	1		15			◎		○		保
公衆衛生看護学実習Ⅰ(地域活動)		4	通	3		135			◎		○		保	
公衆衛生看護学実習Ⅱ(学校保健)		4	通	1		45			◎		○		保	
公衆衛生看護学実習Ⅲ(産業保健)		4	通	1		45			◎		○		保	
助産学	助産学概論	3	前	2		30			○	○	◎		助必修	
	リプロダクティブヘルス学	3	前	2		30		◎	○	○			助必修	
	周産期医学	3	前	1		15		◎					助必修	
	助産診断・技術学Ⅰ(妊娠期)	3	後	2		30		◎	○	○			助	
	助産診断・技術学Ⅱ(分娩期)	3	後	2		30		◎		○			助	
	助産診断・技術学Ⅲ(産褥・新生児・乳幼児期)	3	後	2		30		◎	○	○			助	
	助産診断・技術学Ⅳ(ハイリスク周産期)	4	前	2		30		◎		○			助	
	助産診断・技術学演習Ⅰ(分娩期)	3	後	1		30		◎		○			助	
	助産診断・技術学演習Ⅱ(妊娠・産褥・新生児期)	4	前	1		30		◎	○	○			助	
	助産学実習Ⅰ	4	通	2		90		◎	○	○			助	
	助産学実習Ⅱ	4	通	4		180		◎		○			助	
	助産学実習Ⅲ	4	通	4		180		◎		○			助	

	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数		DP1		DP2 能力3	DP3 能力4	DP4 能力5	備考
			必修	選択	必修	選択	能力1	能力2				
助産学	助産学実習Ⅳ	4通		1		45			○	◎	○	助
	地域母子保健	4通		1		15		◎		○		助
	助産管理論	4通		2		30				◎	○	助

備考

保：保健師課程選択者のみが履修できる科目

保必修：全学生が選択できる科目で、保健師課程の学生は必修

助：助産師課程の学生のみが選択できる科目

助必修：全学生が選択できる科目、助産師課程の学生は必修

養教2種必修：養護教諭2種免許申請者は必修

(保) (助)：必修科目で、かつ、保健師・助産師国家試験受験資格に係る科目

(養教)：必修科目で、かつ、養護教諭2種免許申請に必要な科目

※保健師課程、助産師課程の選抜については別途説明があります。

3.看護学実習の概要

看護学実習は、既習の知識と技術を基に学習する科目で、看護学において実践学習の中心となる科目です。講義で学習した理論と学内における演習を統合し、臨地で実際に対象者を通して看護実践を行い、その経験を通して看護を認識し、自己の看護に対する考えの発見や自覚をしながら、看護観を深めていきます。看護の対象者は、多様な健康レベルにあり個々のニーズをもつ個人・家族・集団です。看護学実習においては、その対象者を生活者の視点で把握し、病院、福祉施設、在宅、地域等それぞれの場における看護の役割や機能を理解し、対象者の個別性に合わせた看護実践を展開する基礎的な能力を習得することを目的とします。

1) 看護学実習の概要と開講時期

看護学の専門領域ごとに以下のとおり1年次から4年次まで段階的に実習を開講します。

看護学実習に関する全体的な内容は実習要綱に示し、1年次から継続して活用します。また、各看護学実習では、手引きである実習要項を用いて実習内容を示します。

- 1年次：基礎看護学実習Ⅰを履修し、臨床現場を経験することで、学習のモチベーションを高め、看護の対象や役割の理解を深めます。
- 2年次：基礎看護学実習Ⅱを履修し、臨地で対象者を受け持ち、看護の思考過程を踏みながら対象に応じた看護を実践する基盤能力の習得を目指します。
- 3年次：各看護学領域の実習を履修し、健康レベル、ライフステージ等、対象の特性に応じた看護を展開する能力を養います。
- 4年次：統合看護学実習を履修し、専門基礎、専門分野の学習を統合します。

保健師または助産師課程選択の学生は公衆衛生看護学実習または助産学実習も選択します。

2) 看護学実習科目と開講時期

必修/選択	実習科目	開講時期	単位
必修	基礎看護学実習Ⅰ	1年次前期	1
	基礎看護学実習Ⅱ	2年次後期	2
	地域・在宅看護学実習	3年次後期	2
	成人老年看護学実習Ⅰ～Ⅳ		10
	小児看護学実習		2
	母性看護学実習		2
	精神看護学実習		2
	統合看護学実習	4年次前期	2
選択	公衆衛生看護学実習Ⅰ～Ⅲ	4年次通年	5
	助産学実習Ⅰ～Ⅳ		11

3) 看護学実習の評価

看護学実習の評価は、実習終了後に、臨地実習指導者の意見を参考にしながら、各科目の担当教員が責任をもって行います。各科目の実習目標の到達度、実習態度などに関する評価項目を総合して評価します。評価は、実習要綱に示すとおり、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とします。

※出席が5分の4に満たない場合には評価は受けられません。再履修となります。

4) 欠席した実習の補習について

- ① 学校保健法(明らかな感染症)により出席停止を命ぜられた場合は、公欠として取り扱います。
- ② 感染症が疑われ、実習施設から出席停止を求められた場合は、①に準じます。
- ③ 健康上の問題で欠席し、出席日数を満たすことができなくなった場合は、当該年度全ての実習科目の合計日数の上限を5日として、学習を補う機会を提供します。

5) 実習中の事故防止と発生時の対応

保健医療チームの一員としての自覚を持ち、報告・連絡・相談に努め、指導者の助言・助力を受けることが重要です。事故発生時は、速やかに臨地実習指導者および担当教員に報告し、指示に従って対応します。

※入学時には、事故発生時の補償のために、学生全員が保険（総合補償制度 will 保険）に加入します。

6) 感染防止

看護学実習に際しては、学生の皆さん自身の健康を守るためと、学生の皆さんを介して患者さん等への感染を防止するため、十分な免疫を獲得して実習に臨む必要があります。

(1) 必要な免疫

実習までに次の表に示した「十分な免疫あり」の基準を満たす必要があります。免疫獲得状況が基準に満たない場合は、ワクチン接種が必要となります。体質等によりワクチンの接種ができない場合は、学生支援センターに申し出てください。

(2) 抗体価検査等

免疫の獲得状況の確認等のために、在学中に次の検査を行います。

疾患名	検査方法	十分な免疫なし(基準に満たない)		
		十分な免疫あり (+)	(±)~(+)	(-)
①麻疹	EIA法-IgG	16.0以上	2.0~15.9	2.0未満
②風疹	HI法	32倍以上	8倍、16倍	8倍未満
	EIA法-IgG	8.0以上	2.0~7.9	2.0未満
③水痘	EIA法-IgG	4.0以上	2.0~3.9	2.0未満
④流行性耳下腺炎	EIA法-IgG	4.0以上	2.0~3.9	2.0未満
⑤B型肝炎		10.0mlU以上		

①麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体価検査*（1年次）

②結核感染に関する検査 胸部X線検査（毎年）

Tスポット*（1年次）

③ B型肝炎抗体検査*（1年次と3年次）

*の検査は血液検査です。

(3) ワクチン接種（予防接種）について

①入学前に接種したワクチンについて

入学時の健康調査票と一緒に、接種証明（母子健康手帳の予防接種記録のコピーなど）を学生支援センターに提出してください。

②上記（1）に示した①~④の免疫獲得状況が基準に満たないもの

追加のワクチン接種が必要です。

かかりつけ医など近くの医療機関でワクチン接種を受け、接種証明を学生支援センターに提出してください。（追加接種は、原則、基礎看護学実習Ⅰが始まる3ヶ月前までに済ませてください。）

ただし、同じワクチンを入学前に2回接種している場合には追加接種の必要はありません。2回分の接種証明を入学時に学生支援センターに提出してください。

③ B 型肝炎ワクチンについて

抗体が陰性（－）の場合はワクチン接種を受けてください。

B 型肝炎ワクチンは3回の接種が必要で、3回目の接種が終了するまでに約7ヶ月かかります。計画的に接種してください。

④ インフルエンザ ワクチン

基礎看護学実習Ⅱ、3年次の領域実習を履修する学生は、その年のインフルエンザワクチンの接種が開始されたら、速やかに接種を受けてください。

⑤ 新型コロナウイルスワクチン

任意接種ですが、感染リスクの高い医療機関での実習であることを踏まえ、医療職に準じて接種を受けるようにしてください。

授業科目表

科目区分	科目群	授業科目	単位数		配当年次	配当年次 ●・・・必修 ○・・・選択								時間数	卒業に必要な単位数		
			必修	選択		1年		2年		3年		4年					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
共通教育科目	基礎教養	英語Ⅰ	1		1前	●										30	25単位以上 (必修15単位を含む)
		英語Ⅱ	1		1後		●									30	
		英会話Ⅰ	1		1前	●										30	
		英会話Ⅱ	1		1後		●									30	
		中国語基礎Ⅰ	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		中国語基礎Ⅱ	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		中国語会話	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		スペイン語基礎Ⅰ	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		スペイン語基礎Ⅱ	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		スペイン語会話	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		文学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		哲学	2		1後		●									30	
		倫理学	2		1前	●										30	
		心理学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		行動の科学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		文化人類学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		音楽の世界	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		社会学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		日本国憲法	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		歴史学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		地理学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		数学の世界	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		自然科学の基礎	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		環境化学の基礎	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		健康スポーツ(理論)	1		1後		●									15	
		健康スポーツ(実技)	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		バラスポーツ指導論	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
		スポーツ実技Ⅰ	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
	スポーツ実技Ⅱ	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
	共生教養	共生と社会	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		人権論	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		ボランティア活動	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		生活と環境	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
	奈良・国際	奈良学	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		けいはんな学研都市学	1		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15		
		異文化コミュニケーション	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		国際事情	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
	情報教養	情報機器の操作	2		1前	●									30		
		情報倫理とセキュリティ	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		データの世界	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		CGの基礎と演習	2		1・2・3・4前後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30		
		情報と分析	2		1後		●								30		
	キャリア形成	キャリアデザインⅠ	1		1前	○									30		
		キャリアデザインⅡ	1		1後		○								30		
		キャリアディベロップメントⅠ	1		2前			○							30		
		キャリアディベロップメントⅡ	1		2後				○						30		
	基礎教養	ラーニングスキルズ	1		1前	●									30		
		ライティングスキル	1		1後		●								30		
小計(48科目)		15	59														

※「中国語基礎Ⅱ」を履修するためには「中国語基礎Ⅰ」を修得していることが、「スペイン語基礎Ⅱ」を履修するためには「スペイン語基礎Ⅰ」を修得していることが、必要です。

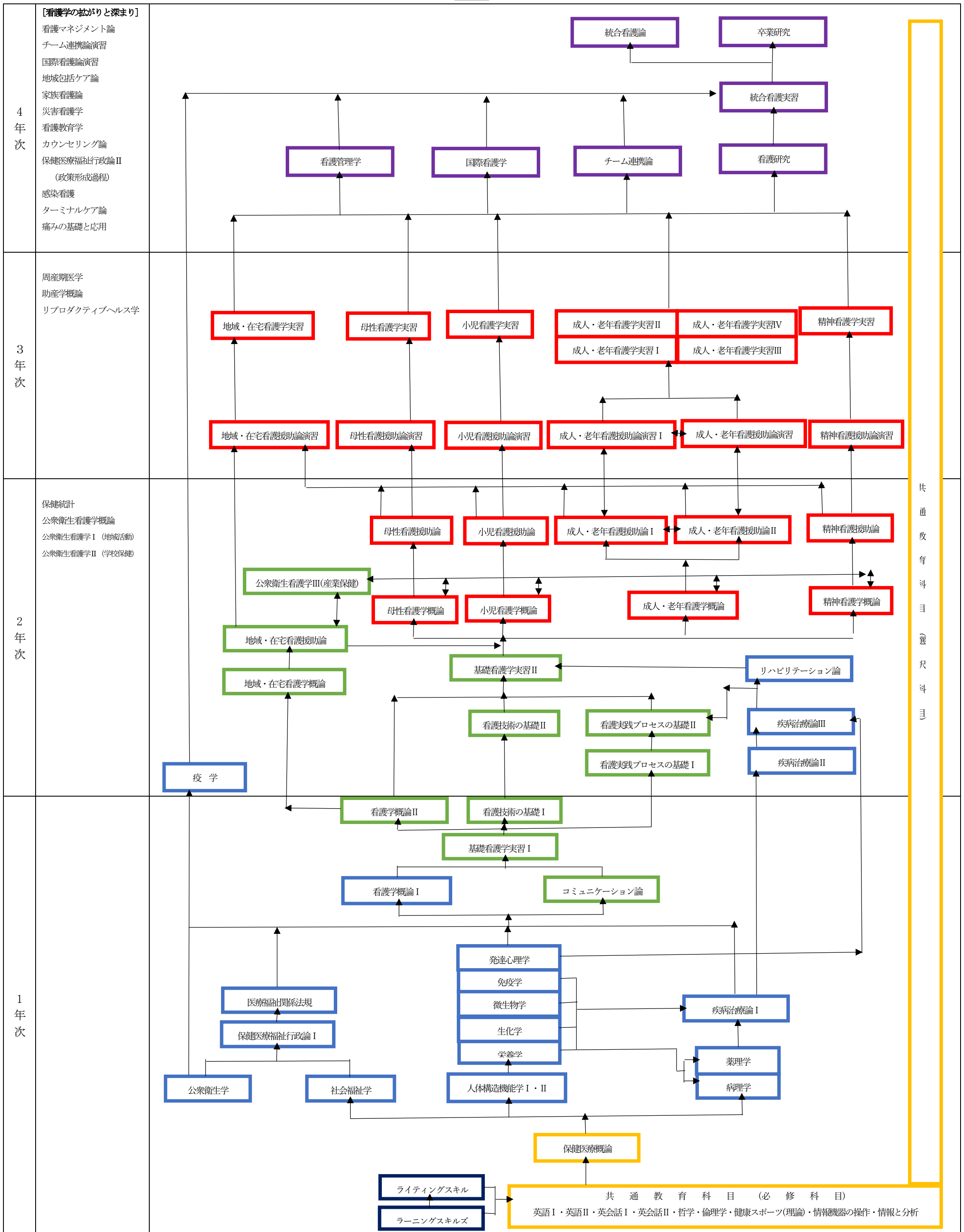
科目区分	科目群	授業科目	単位数		配当年次	配当年次 ●・・・必修 ○・・・選択								時間数	卒業に必要な単位数	
			必修	選択		1年		2年		3年		4年				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門基礎科目	人間の理解	人体構造機能学Ⅰ	2		1前	●								30	107 単位以上 （専門基礎科目 必修 28 単位 + 専門科目 必修 71 単位 + 選択科目 8 単位以上）	
		人体構造機能学Ⅱ	2		1後		●							30		
		発達心理学	2		1前	●								30		
		生化学	1		1後		●							15		
		栄養学	1		1前	●								15		
		微生物学	1		1前	●								15		
		免疫学	1		1後		●							15		
	環境の理解	疫学	2		2後				●					30		
		公衆衛生学	1		1後		●							15		
		社会福祉学	1		1前	●								15		
		医療福祉関係法規	1		1後		●							15		
		保健医療福祉行政論Ⅰ（社会保険・社会福祉の理念と制度）	2		1前	●								30		
		保健医療福祉行政論Ⅱ（政策形成過程）		1	4後								○	15		
		保健統計		2	2後				○					30		
	健康の理解	保健医療概論	1		1前	●								15		
		病理学	1		1前	●								15		
		疾病治療論Ⅰ（呼吸・循環・生殖器の障害）	2		1後		●							30		
		疾病治療論Ⅱ（消化吸収・内分泌・代謝・免疫・造血機能の障害）	2		2前			●						30		
		疾病治療論Ⅲ（脳神経・運動・感覚・精神機能の障害）	2		2前			●						30		
		薬理学	2		1後		●							30		
		リハビリテーション論	1		2後				●					30		
	小計（21科目）	28	3													
	専門科目	看護の考え方や方法	看護学概論Ⅰ（看護の役割・機能と対象理解）	2		1前	●									30
			看護学概論Ⅱ（看護の理論と看護活動）	2		1後		●								30
			看護倫理学	1		4前							●			15
			コミュニケーション論	1		1前	●									30
			看護技術の基礎Ⅰ（療養支援）	1		1後		●								30
			看護技術の基礎Ⅱ（診療・治療支援）	1		2前			●							30
看護実践プロセスの基盤Ⅰ（情報の評価と課題発見）			2		2前			●						60		
看護実践プロセスの基盤Ⅱ（課題発見から課題解決）			1		2後				●					30		
基礎看護学実習Ⅰ			1		1前	●								45		
基礎看護学実習Ⅱ			2		2後				●					90		
地域・在宅看護学概論			2		2前			●						30		
地域・在宅看護援助論			2		2後				●					60		
地域・在宅看護援助論演習Ⅰ（在宅療養支援）			1		3前					●				30		
地域・在宅看護援助論演習Ⅱ（広域支援）			1		3前					●				30		
成人老年看護学概論			2		2前			●						30		
成人老年看護援助論Ⅰ（生命維持の破綻から健康回復への支援）			2		2後				●					60		
成人老年看護援助論Ⅱ（障害適応とエンドオブライフへの支援）			2		2後				●					60		
成人老年看護援助論演習Ⅰ（生命維持の破綻から健康回復への支援）			2		3前					●				60		
成人老年看護援助論演習Ⅱ（障害適応とエンドオブライフへの支援）			2		3前					●				60		
小児看護学概論			2		2前			●						30		
小児看護援助論			1		2後				●					30		
小児看護援助論演習			1		3前					●				30		
母性看護学概論			2		2前			●						30		
母性看護援助論	1		2後				●					30				
母性看護援助論演習	1		3前					●				30				

科目区分	科目群	授業科目	単位数		配当年次	配当年次 ●・・・必修 ○・・・選択								時間数	卒業に必要な単位数	
			必修	選択		1年		2年		3年		4年				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門科目	看護の考え方と方法	精神看護学概論	2		2前			●						30	107 単位以上 専門基礎科目 必修 28 単位 + 専門科目 必修 71 単位 + 選択科目 8 単位以上	
		精神看護援助論	1		2後				●					30		
		精神看護援助論演習	1		3前					●				30		
		地域・在宅看護学実習	2		3後						●			90		
		成人老年看護学実習Ⅰ	3		3後						●			135		
		成人老年看護学実習Ⅱ	3		3後						●			135		
		成人老年看護学実習Ⅲ	2		3後						●			90		
		成人老年看護学実習Ⅳ	2		3後						●			90		
		小児看護学実習	2		3後						●			90		
		母性看護学実習	2		3後						●			90		
		精神看護学実習	2		3後						●			90		
		ターミナルケア論		1	4前								○			15
		感染看護		1	4前								○			15
		痛みの基礎と応用		1	4前								○			15
		看護の統合と実践	看護管理論	1		4通							●	●		15
	看護マネジメント論			1	4後								○	15		
	チーム連携論		1		4前							●		15		
	チーム連携論演習			1	4後								○	30		
	統合看護論		2		4後								●	30		
	統合看護実習		2		4前							●		90		
	国際看護論		1		4前							●		15		
	国際看護論演習			1	4後								○	30		
	地域包括ケア論			1	4後								○	30		
	家族看護学			1	4後								○	15		
	災害看護学			1	4後								○	15		
	看護教育学			1	4前							○		15		
	カウンセリング論			1	4後								○	15		
	看護研究			1	4前							●		30		
	卒業研究			1	4通							●	●	30		
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		2	2前			○						30		
		公衆衛生看護学方法論Ⅰ(健康増進能力を高める支援と評価)		2	3前						○			30		
		公衆衛生看護学方法論Ⅱ(健康課題の発見と事業化)		2	3前						○			30		
		公衆衛生看護学Ⅰ(地域活動)		3	2後				○					45		
		公衆衛生看護学Ⅱ(学校保健)		2	2後				○					30		
		公衆衛生看護学Ⅲ(産業保健)		2	2前			●						30		
		公衆衛生看護学活動展開演習		2	4前							○		60		
		公衆衛生看護学管理論		1	4後								○	15		
		公衆衛生看護学実習Ⅰ(地域活動)		3	4通							○	○	135		
		公衆衛生看護学実習Ⅱ(学校保健)		1	4通							○	○	45		
	公衆衛生看護学実習Ⅲ(産業保健)		1	4通							○	○	45			
	助産学	助産学概論		2	3前						○			30		
		リプロダクティブヘルス学		2	3前						○			30		
		周産期医学		1	3前						○			15		
		助産診断・技術学Ⅰ(妊娠期)		2	3後						○			30		
		助産診断・技術学Ⅱ(分娩期)		2	3後						○			30		
助産診断・技術学Ⅲ(産褥・新生児・乳幼児期)			2	3後						○			30			
助産診断・技術学Ⅳ(ハイリスク周産期)			2	4前							○		30			

看護学科(2023年度以降入学生)

科目区分	科目群	授業科目	単位数		配当年次	配当年次 ●・・・必修 ○・・・選択								時間数	卒業に必要な単位数
			必修	選択		1年		2年		3年		4年			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目	助産学	助産診断・技術学演習Ⅰ(分娩期)	1		3後							○		30	107 単位以上 (専門基礎科目 必修 28 単位 + 専門科目 必修 71 単位 + 選択科目 8 単位以上)
		助産診断・技術学演習Ⅱ(妊娠・産褥・新生児期)	1		4前							○		30	
		助産学実習Ⅰ	2		4通							○	○	90	
		助産学実習Ⅱ	4		4通							○	○	180	
		助産学実習Ⅲ	4		4通							○	○	180	
		助産学実習Ⅳ	1		4通							○	○	45	
		地域母子保健	1		4通							○	○	15	
		助産管理論	2		4通							○	○	30	
小計(80科目)		71	59												
合計(149科目) 132単位以上			114	121										132	

DP1 看護の対象となる人を生活者として全人的に理解し、科学的思考に基づいて質の高い看護を実践できる力	DP2 人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる力	DP3 課題解決に向け多職種と協働できる力	DP4 社会の変化を捉え、自律的に学び続ける力
--	-----------------------------------	--------------------------	----------------------------



共通教育科目 (必修科目)

規程・規則等

履修規程

(総 則)

第1条 本学学則第13条第3項の規定に基づき、保健医療学部看護学科（以下「本学科」）の教育課程及び授業科目の履修については、この規程の定めるところによる。

(卒業資格)

第2条 本学科を卒業するためには、4年以上在学し、132単位以上を修得しなければならない。

2 看護師・保健師課程選択を選択した場合は、146単位以上を修得しなければならない。

3 看護師・助産師課程選択を選択した場合は、153単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、これを共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

2 共通教育科目は、これを基礎教養科目、共生教養科目、奈良・国際科目、情報教養科目、キャリア形成科目、及び導入基礎科目に区分する。

3 専門基礎科目は、これを人間の理解、環境の理解、健康の理解に区分する。

4 専門教育科目は、これを看護の考え方と方法、看護学の総合と発展、公衆衛生看護学、及び助産学に区分する。

(授業科目の履修)

第4条 本学科授業科目表の各授業科目のうちから、次の各号の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 共通教育科目 | 25 単位以上 |
| (2) 専門基礎科目 | 28 単位以上 |
| (3) 専門科目 | 71 単位以上 |
| (4) 専門基礎科目および専門科目の選択科目 | 8 単位以上 |

(単 位)

第5条 各授業科目の単位数は、45 時間の学修を必要とする内容をもって1単位とする。

2 各授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、導入基礎科目、外国語科目及びスポーツ関連科目のうち実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(配当年次)

第6条 各授業科目に、それぞれ配当年次を指定するものとし、その指定された年次以降において履修することができる。

(授業科目の履修制限)

第7条 授業科目については、原則として、年間48単位を超えて履修することができない。

(履修登録)

第8条 履修登録は、各学期初めに年2回行わなければならない。

(履修登録の制限)

第9条 授業科目の教員、教室等の都合により、履修登録者の人数、資格等について制限を設けることがある。

2 同時限に開講される授業科目は、1科目しか登録することができない。

(再登録)

第10条 単位を修得した授業科目は、再登録をすることができない。

2 単位を修得することができなかった授業科目は、第7条に定める履修制限内において再登録をすることができる。

(履修登録の変更)

第11条 履修登録は、正当な理由がなければ、変更、追加または取り消しをすることができない。

2 学部長が、特に認める場合は、前項の規定を適用しない。

(授業科目の開講)

第12条 授業科目は、教員、履修者等の都合により、毎年度開講されない場合がある。

(授業の組分け)

第13条 履修登録者数が多数に上る授業科目は、適宜組分けを行い、時限を定めることがある。

(単位の認定)

第14条 担当教員は、授業科目を履修した学生に対し、試験、論文、研究報告等（以下「試験等」という）、または平素の履修状況（学習態度等）により学修の成果を評価して単位を与える。

2 各授業への出席が授業時間の3分の2（実習においては5分の4）に満たない場合は再履修とする。

(単位認定を受ける資格)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条による単位の認定を受けることができない。

- (1) 授業料その他諸納入金が未納であるとき
- (2) 履修登録をしていないとき

(試験等の成績評価)

第16条 試験等の成績評価は、次の基準によって評語で示される。

- (1) 100点から90点まで 秀
- (2) 89点から80点まで 優
- (3) 79点から70点まで 良

- (4) 69 点から 60 点まで 可
(5) 59 点以下 不可 (不合格)

(受験上の注意)

第 17 条 学生は、試験を受けるに際しては、別に定める注意事項を厳守しなければならない。

(再試験等)

第 18 条 試験等で授業科目が不合格となった者は、再試験等を受けることができる。

- 2 再試験等の実施については、別に定める。
- 3 再試験等で合格した者の成績評価は、60 点 (可) とする。

(追試験等)

第 19 条 病気またはやむを得ない理由により所定の日時に受験できなかった者は、追試験等を受けることができる。

- 2 追試験等の実施については、別に定める。
- 3 追試験等の結果の成績は、一割減とする。

第 20 条 この規程の改廃は、保健医療学部教授会においてこれを行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

奈良学園大学 GPA 制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良学園大学（以下「本学」という。）における履修科目の成績評価の指標となる Grade Point Average（以下 GPA という。）に関して、その取扱いについて必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行うことにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(評価およびGP)

第2条 Grade Point（以下 GP という。）は、成績評価に基づき、次の通りとする。

点数	成績評価	GP
100点から 90点まで	秀	4
89点から 80点まで	優	3
79点から 70点まで	良	2
69点から 60点まで	可	1
59点以下	不可	0

(GPA の算出方法および種類)

第3条 GPA とは、評価を受けた各授業科目の GP に当該科目の単位数を乗じた値を合計し、その値を、評価を受けた授業科目の総単位数で除して得られる数値をいう。

GPA = $\frac{\text{評価を受けた履修登録科目の GP} \times \text{単位数}}{\text{評価を受けた授業科目の総単位数}}$ の合計

評価を受けた授業科目の総単位数

数値は、小数点以下第 4 位を四捨五入して第 3 位までを表記する。

当該学期に履修した科目を対象とする GPA を「学期 GPA」、当該年度に履修した科目を対象とする GPA を「年度 GPA」、在学中に履修した科目を対象とする GPA を「累積 GPA」とする。

(GPA 対象授業科目)

第4条 履修規程に定める卒業に必要な単位に算入されるすべての科目を GPA の計算対象とする。次の授業科目については、GPA の計算対象科目から除くものとする。

- (1) 本学で履修し成績評価を受けた科目であるが、卒業必要単位に計上しない授業科目
- (2) 本学以外の大学で修得した授業科目または入学前に他大学等において修得した授業科目
- (3) 別に定める履修登録削除可能期間内に履修登録を取り消した科目
- (4) GPA 算出期日に成績が保留または未確定の科目

(GPAの算出期日)

第5条 GPAの算出は、前期は9月1日、後期は3月20日までに確定した成績に基づいて行う。

(GPAデータの活用)

第6条 GPAは次の事項等に利用する。

- (1) 学修指導の基礎資料
- (2) 特定の授業科目や選択課程の受講資格基準
- (3) 成績優秀者に対する奨学金や授業料減免の基準
- (4) 学生表彰の基準
- (5) 履修上限単位数の緩和基準
- (6) 退学勧告の基準
- (7) その他

(履修上限の緩和)

第7条 2年次生以上で、前年度40単位以上を修得し、前年度GPAが3.000以上の者については、各学科履修規程に定める履修制限を2単位緩和する。

2 1年次生で、前期20単位以上を修得し前期GPAの値が3.000以上の者については、各学科履修規程に定める履修制限を当該年度2単位緩和する。

(退学勧告)

第8条 2年以上在籍し、次の各号に該当する者については、学長が退学を勧告する。

- (1) 累積GPAが1.000未満の者
- (2) 修得単位数が(在籍年数)×15未満の者

(GPAの通知)

第9条 GPAの学生への通知は、教務システムにおいて、学期GPA、年度GPAおよび累積GPAを表示することにより行う。学科、学年ごとのGPAの分布は、大学ウェブサイトで公開する。

(成績証明書への記載)

第10条 成績証明書には、累積GPAを記載するものとする。

(学修指導)

第11条 各学科は、GPAに基づく学修指導を行うものとし、前年度GPAが2.000未満の者については、特に各学科の教員が学習に関して指導・助言を行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会においてこれを行う。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

奈良学園大学他大学等修得単位認定細則

制 定 平成31年 4月 1日
最近改正

(趣旨)

第1条 この細則は、奈良学園大学学則第19条の規定に基づき、奈良学園大学（以下「本学」という。）に入学した者が、在学中に他の大学又は短期大学において修得した単位（以下「他大学等修得単位」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 他大学等修得単位の認定を受けようとする者は、原則として、当該授業科目の単位修得後すみやかに、次の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 他大学等修得単位認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 単位認定に係る他大学等の成績証明書
- (3) 認定を受けようとする授業科目の講義概要を記載した書類

(認定の基準)

第3条 単位認定は、他大学等で履修した授業科目が、本学の授業科目と科目名又は講義内容に類似性があり、かつ単位数が同等以上で、本学の授業科目として読み替えが可能であるかどうかによって判断するものとする。

2 単位認定にあたっては、必要に応じて、当該授業科目担当教員の意見を求めることができることとする。

(認定の方法)

第4条 他大学等修得単位は、当該科目の成績確定後、他大学等修得単位認定申請書及び関係書類に基づき、学部長が承認し、学長がこれを認める。なお、学部長は教授会の意見を徴することができる。

(認定の通知)

第5条 学長は、単位認定の結果を、他大学等修得単位認定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定科目の成績評価)

第6条 認定された授業科目の成績評価は、学則第26条の規定に関わらず「認定」と表記する。

(事務)

第7条 この細則に関わる事務は、事務局教務課においてこれを行う。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、企画運営会議においてこれを行う。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

【参考】

《奈良学園大学学則》

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で認定する。

第26条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

奈良学園大学公欠に関する申し合わせ

制 定 平成20年 8月22日
最近改正 平成30年 4月 1日

(定義)

第1条 奈良学園大学（以下「本学」という。）において、公欠は、「公欠届」及び「公欠願」に分けて、次の通り定義する。

(公欠届)

第2条 公欠届の適用は、次の各号に掲げる場合とし、手続きを行った者に対して、当該授業を欠席したものととして取扱わないものとする。

- (1) 父母（養父母を含む）、祖父母、実兄弟または実姉妹が死亡したとき
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症に感染したとき
- (3) 交通機関の事故・ストライキ等により登学が不能もしくは遅延したとき
- (4) 災害等により被災したとき
- (5) 実習及び実習に係る事前訪問で、学部長が許可するとき
- (6) 単位互換協定大学等の試験を受けるとき
- (7) 国または都道府県を代表して、諸行事に参加するとき
- (8) その他特別の事由により学長または学部長が許可するとき

(公欠願)

第3条 公欠願の適用は、次の各号に掲げる場合とし、手続きを行った者に対して、原則3回まで、当該授業を欠席したものととして取扱わないものとする。

- (1) 本学課外活動において学長が認めた公式試合及び行事等に参加するとき
- (2) 本学が認めるボランティア活動に参加するとき
- (3) 就職試験等を受験するとき（説明会、ガイダンス等は含まない）
- (4) その他特別の事由により学長または学部長が許可するとき

(期間)

第4条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 父母（養父母を含む）が死亡したときは3日以内、祖父母のときは1日以内、実兄弟または実姉妹のときは2日以内
- (2) 第2条第2号のときは、学校保健安全法施行規則第19条に規定された期間
- (3) その他の時は、原則その当日

2 遠隔地のとき、その他特別の事由のあるときは、前項第1号または第3号の日数に必要日数を加えることができる。

(手続き)

第5条 公欠の取扱いを受けようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、次の各号によってすみやかに提出しなければならない。

- (1) 第2条に該当するときは、事務局教務課、学生支援センターまたはキャリアセンターに提出する。
- (2) 第3条に該当するときは、学生支援センターまたはキャリアセンターに提出する。

(取扱い)

第6条 授業科目担当教員は、公欠届を受けたときは第2条、公欠願提出を受けたときは第3条によ

り取扱う。

2 学部長は、受け取る際の条件等を学部毎に付与することができる。

3 授業科目担当教員は、学生に補講の実施またはその授業時間を補うための課題等により、学生の指導を行うものとする。

4 当該時間に試験があったときは、本学学則及び各学部履修規程による。

(改廃)

第7条 本申し合わせの改廃は、教務委員会または学生委員会の発議により、企画運営会議においてこれを行う。

附 則

この申し合わせは、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。

奈良学園大学定期試験時の不正行為に関する申し合わせ

〔 制定 平成4年 4月 1日 〕
〔 最近改定 〕

(目的)

第1条 定期試験時における不正行為の防止を目的とし、奈良学園大学学生懲戒手続規程第1条第2項に定める、定期試験時（定期試験として定められた期間外に行われるものを含む。）における不正行為に関する対応、措置及び処分について、必要な事項を申し合わせる。

(定期試験の種類)

第2条 定期試験時における不正行為の形式を次の通りとする。

- (1) 対面形式で行われる試験における不正行為
- (2) 対面形式をとらない試験における不正行為

(不正行為)

第3条 試験中の次の行為は、不正行為とみなす。

- (1) 持込みを許可されていない物品を参照すること。
- (2) 物品の貸借をすること。
- (3) 他人に受験させ、または他人の代わりに受験すること。
- (4) 他人の答案をのぞき見することまたは故意に見せること。
- (5) 答案用紙を交換すること。
- (6) 他の受験者と私語をすること。
- (7) 盗用、剽窃、代筆を行う、又はさせること。
- (8) 試験監督者の指示に従わないこと。

(対面形式で行われる試験における不正行為に対する措置)

第4条 試験監督者は、不正行為があったと判断した場合には、次の各号の措置を行うものとする。ただし、疑わしい行為の場合は、即時に不正行為とみなすのではなく、一度警告を与えて改善が見られない場合に、次の各号の措置を行うものとする。

- (1) 当該受験者の受験を直ちに中止し、学生証、答案用紙を回収する。
- (2) 不正行為の証拠物品がある場合は押収する。
- (3) 不正行為の証明を確認後、試験終了時刻まで着座のまま待機するよう伝える。
- (4) 試験終了後、当該受験者を教務課に引率する。
 - 2 当該受験者の所属学部教務委員は、当該受験者及び試験監督者への聞き取り調査を行い、「不正行為調書」を作成し、学部長に報告する。
 - 3 学部長は、教授会の議を経て、不正行為の認定を行う。

(対面形式をとらない試験における不正行為に対する措置)

第5条 科目担当者は、不正行為があったと判断した場合には、試験終了後1週間以内に教務課を通じて、当該受験者の所属学部へ調査依頼を行うこととする。この時、不正行為が疑われる証拠となる資料を提出する。

2 当該学部の教務委員は、教務課が受理した証拠書類を基に、不正行為に関する聞き取り調査を行い、「不正行為調書」を作成し、学部長に報告する。聞き取り調査の構成員は次の通りとする。ただし、科目担当者が以下の(ア)及び(イ)に該当する場合は、学部長が指名した他の教員に代えることができる。

(ア) 教務委員1名(別の教務委員1名は陪席することができる)

(イ) 当該学生の所属学科または専修の長

(ウ) 教務課長

3 学部長は、教授会の議を経て、不正行為の認定を行う。

(不正行為に対する処分)

第6条 不正行為と認定された場合は、原則、当該学期に履修登録した全授業科目の単位を無効とする。ただし、演習科目・実技科目についてはこの限りではない。

(処分の通知)

第7条 学部長は、処分決定後すみやかに不正行為を行った学生に対して処分内容を通告し、教育的指導を行うものとする。

(学生の弁明)

第8条 学部長は、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を、前条の通告後1週間以内に与えるものとする。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

2 学部長は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、再調査を行うことができるものとする。

(改廃)

第9条 この申し合わせの改廃は、大学評議会においてこれを行う。